

令和3年度

# 福島町議会

## 定例会 6月会議会議録

令和3年6月21日 開会

令和3年6月21日 休会

福島町議会

会議録の作成にあたっては、誤りのないよう留意しておりますが、時間の関係上、原稿校正は初校よりできなく、誤字、脱字がありましたら、深くお詫び申し上げます。

まことに恐れ入りますが、ご了承のうえご判読いただきたくお願いいたします。

福島町議会議長 溝 部 幸 基

# 目 次

令和3年6月21日（月曜日）第1号

○議 事 日 程 .....	1 頁
○会議に付した事件 .....	1 頁
○出 席 議 員 .....	2 頁
○欠 席 議 員 .....	2 頁
○出 席 説 明 員 .....	2 頁
○職務のため議場に出席した議会事務局職員 .....	2 頁
○開会・開議宣告 .....	3 頁
○町長あいさつ .....	3 頁
○日程第1 会議録署名議員の指名 .....	5 頁
○日程第2 諸般の報告 .....	5 頁
○日程第3 行政報告 .....	6 頁
1 令和2年度各会計決算状況について	
2 福島町過疎地域持続的発展市町村計画の策定について	
〔各課所管事項について〕	
(1) 福祉課の所管事項について	
①新型コロナワクチン接種について	
(2) 建設課の所管事項について	
①危険空き家に係る代執行について	
②老朽管の改修について	
教育行政報告 .....	8 頁
1 学校教育について	
(1) 高等学校について	
2 社会教育、青少年の育成について	
(1) 各種大会について	
(2) 生徒友好交流事業について	
○日程第4 報告第1号 福島町議会一般質問等答弁事項進捗状況調査の報告について.....	8 頁
○日程第5 一般質問 .....	9 頁
7番 藤 山 大 .....	9 頁
(1) 漁業者の漁獲・資源確保の為の魚道整備を	
<hr/>	
5番 川 村 明 雄 .....	12頁
(1) おくやみコーナー（死亡手続きに関する窓口）について	
<hr/>	
8番 小 鹿 昭 義 .....	16頁
(1) 新型コロナウイルス感染症終息後の町内経済活性化について	
<hr/>	
3番 平 沼 昌 平 .....	19頁
(1) 町内のラジオ難聴解消に対する町の対応について	
<hr/>	
○日程第6 報告第2号 専決処分した事件の報告について .....	22頁
○日程第7 報告第3号 令和2年度福島町一般会計繰越明許費の報告について .....	23頁
○日程第8 議案第3号 福島町国民健康保険条例の一部改正について	
(提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決) .....	24頁

○日程第9	議案第4号	福島町介護保険条例の一部改正について (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	25頁
○日程第10	議案第5号	第5次福島町総合計画の変更について (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	26頁
○日程第11	議案第6号	町道路線の廃止について (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	28頁
○日程第12	議案第7号	令和3年度福島町一般会計補正予算(第3号) (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	29頁
○日程第13	議案第8号	令和3年度福島町国民健康保険特別会計補正予算(第1号) (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	34頁
○日程第14	議案第9号	令和3年度福島町国民健康保険診療所特別会計補正予算(第1号) (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	35頁
○日程第15	議案第10号	令和3年度福島町水道事業会計補正予算(第1号) (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	38頁
○日程第16	議案第11号	財産(福島町福祉バス)の取得について (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	39頁
○日程第17	議案第12号	三岳地区車庫整備工事請負契約の締結について (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	43頁
○日程第18	発委第1号	地方財政の充実・強化に関する意見書の提出について (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	44頁
○日程第19	発委第2号	林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める 意見書の提出について (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決)	45頁
○休会	議決		46頁
○休会	宣告		46頁

## 提出案件及び議決結果表

議案番号	件名	議決月日	議決結果
3	福島町国民健康保険条例の一部改正について	6月21日	原案可決
4	福島町介護保険条例の一部改正について	6月21日	原案可決
5	第5次福島町総合計画の変更について	6月21日	原案可決
6	町道路線の廃止について	6月21日	原案可決
7	令和3年度福島町一般会計補正予算（第3号）	6月21日	原案可決
8	令和3年度福島町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	6月21日	原案可決
9	令和3年度福島町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1号）	6月21日	原案可決
10	令和3年度福島町水道事業会計補正予算（第1号）	6月21日	原案可決
11	財産（福島町福祉バス）の取得について	6月21日	原案可決
12	三岳地区車庫整備工事請負契約の締結について	6月21日	原案可決
発委 1	地方財政の充実・強化に関する意見書の提出について	6月21日	原案可決
発委 2	林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書の提出について	6月21日	原案可決

## 令和3年度

# 福島町議会定例会6月会議

令和3年6月21日（月曜日）第1号

### ◎議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 諸般の報告
- 日程第3 行政報告
- 日程第4 報告第1号 福島町議会一般質問等答弁事項進捗状況調査の報告について
- 日程第5 一般質問
- 日程第6 報告第2号 専決処分した事件の報告について
- 日程第7 報告第3号 令和2年度福島町一般会計繰越明許費の報告について
- 日程第8 議案第3号 福島町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第9 議案第4号 福島町介護保険条例の一部改正について
- 日程第10 議案第5号 第5次福島町総合計画の変更について
- 日程第11 議案第6号 町道路線の廃止について
- 日程第12 議案第7号 令和3年度福島町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第13 議案第8号 令和3年度福島町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第9号 令和3年度福島町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議案第10号 令和3年度福島町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第16 議案第11号 財産（福島町福祉バス）の取得について
- 日程第17 議案第12号 三岳地区車庫整備工事請負契約の締結について
- 日程第18 発委第1号 地方財政の充実・強化に関する意見書の提出について
- 日程第19 発委第2号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書の提出について

### ◎会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 諸般の報告
- 日程第3 行政報告
- 日程第4 報告第1号 福島町議会一般質問等答弁事項進捗状況調査の報告について
- 日程第5 一般質問
- 日程第6 報告第2号 専決処分した事件の報告について
- 日程第7 報告第3号 令和2年度福島町一般会計繰越明許費の報告について
- 日程第8 議案第3号 福島町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第9 議案第4号 福島町介護保険条例の一部改正について
- 日程第10 議案第5号 第5次福島町総合計画の変更について
- 日程第11 議案第6号 町道路線の廃止について
- 日程第12 議案第7号 令和3年度福島町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第13 議案第8号 令和3年度福島町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第9号 令和3年度福島町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議案第10号 令和3年度福島町水道事業会計補正予算（第1号）

日程第16	議案第11号	財産（福島町福祉バス）の取得について
日程第17	議案第12号	三岳地区車庫整備工事請負契約の締結について
日程第18	発委第1号	地方財政の充実・強化に関する意見書の提出について
日程第19	発委第2号	林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書の提出について

◎出席議員（10名）

議長	10番	溝部 幸基	副議長	9番	平野 隆雄
	1番	花田 勇		2番	佐藤 孝男
	3番	平沼 昌平		4番	木村 隆
	5番	川村 明雄		6番	杉村 志朗
	7番	藤山 大		8番	小鹿 昭義

◎欠席議員（0名）

◎出席説明員

町長	鳴海 清春	副町長	工藤 泰
総務課長	小鹿 一彦	企画課長	住吉 英之
産業課長	福原 貴之	産業課参事	川合 力哉
町民課長兼吉岡支所長	村田 洋臣	認定こども園福島保育所園長	吉能 佳織
福祉課長	小鹿 浩二	建設課長	紙谷 一
福祉センター次長	(石岡 大志)	会計管理者	西田 啓晃
教育長	小野寺 則之	事務局長兼給食センター所長	石岡 大志
農業委員会事務局長	(福原 貴之)	選挙管理委員会書記長	(小鹿 一彦)
代表監査委員	本庄屋 誠	監査委員補助職員	(鍋谷 浩行)

◎職務のため議場に出席した議会事務局職員

議会事務局長	鍋谷 浩行	議会事務局議事係長	福井 理央
議会事務局主査	中島 和俊		

(開会 9時58分)

---

## ◎開 会 ・ 開 議 宣 告

---

### ○議長（溝部幸基）

おはようございます。

令和3年度定例会6月会議の開会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

6月10日開催予定でした第72回北海道町村議会議長会定期総会は、コロナ感染症の影響により、昨年に引き続き書面開催となりました。

大会決議は、新型コロナウイルスが終息せず住民の不安や負担が増大している状況、地方創生・地方分権改革の停滞等、地方自治を取り巻く厳しい現況を踏まえ、「住民の手が届く自治の確立を目指し、われわれ地方議会人は、今後とも地域住民の代表たる責務を深く自覚し、清新で活発な議会活動に努めるとともに、住民の負託に応え、課題解決に向け、総力を結集する。」として、①新型コロナウイルス感染防止対策の徹底。②コロナ禍での安心できる社会・経済活動の確保。③町村議会の活性化と議会の権限の拡充。④地方創生と地方分権改革の推進。⑤地方財政基盤の確立等、18項目の決議を採択しております。

この6月10日、国会で「政治分野の男女共同参画推進法」の改正案が成立しました。政党や衆参両院に加え、男女共同参画の推進主体として新たに地方議会も明記され、女性議員を増やす実効性ある対策が求められることとなりました。

女性の政治参加を巡る格差と不平等の解消をめざし、各議会がその原因の究明と向き合い、対策を講じることが求められております。

改正法には、女性の立候補を妨げるセクハラやマタニティーハラスメントへの対応が盛り込まれました。男性偏重を改める啓発活動はもちろん、妊娠や育児中でも議会活動と両立できる施設・制度の整備、生活に支障なく出席ができる議会の開催時期見直しといった環境づくりも課題となります。

「議員年金の実現」「兼職規定の緩和」等と合わせ、「女性の議会参画」も議員のなり手不足解消の課題と位置づけ、福島町議会としても具体的な取り組みを推進していかねばなりません。

行政手続きの押印廃止・IT化・提出不要化等の簡略化については、国関連機関・北海道が既に新年度から積極的に実行しております。

今定例会に提案された、第5次総合計画変更案に「行政デジタル化推進事業」が新規掲載され、町としても、関連例規の整備を業務委託し、行政手続きの書面、押印、対面規制見直しに取り組むこととなります。

町長部局の取り組みに合わせ、議会としても関連事務全体について、定例会・各委員会等の案内、欠席届の押印省略等の試行を進めながら、簡略化・ペーパーレス化の視点で精査・見直しを進めてまいりたいと思っております。

出席者各位には、本6月会議の議事運営にご協力いただきますようお願い申し上げ、活発な討議が展開されますことを期待して、開会の挨拶といたします。

ただいまから、令和3年度福島町議会定例会6月会議を開会いたします。

---

## ◎町 長 あ い さ つ

---

### ○議長（溝部幸基）

日程に入る前に、申し出がありますので、町長の挨拶を行います。

鳴海清春町長。

### ○町長（鳴海清春）

改めまして、おはようございます。

定例会6月会議の開催にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、定例会6月会議にご出席をいただき、誠にありがとうございます。

国の緊急事態宣言が20日をもって解除され、町においても18日に新型コロナウイルス対策本部を開催し、本日から公共施設等を通常の運営に戻してございます。



全国の新規感染者数も減少傾向にあり、道内においても1週間の新規感染者数が523人と、1日平均75人となっております。

また、一方では国内のワクチン接種状況も日々増えており、現在、全国の接種者が2千万人を超えている状況にあります。

町内的には、昨日の6月20日で65歳以上の方々の第一回目の集団接種を終えており、70歳以上の方々についても2回目の接種を既に終えている状況にあります。7月11日には、65歳以上の集団接種を全て終える見込みとなっております。

また、12歳から64歳までの方々への接種に関しましては、先週、既に接種券を配布を終えており、現在アンケート調査を行っております。7月中旬頃から接種を開始すべく、準備作業を鋭意進めてまいります。8月中には接種を終えたいと考えているところであり、町民全体の70パーセント以上を目標に、より多くの町民の方々がワクチン接種を受けていただくよう、職員一丸となって、取り組んで参りたいと考えてるところでございます。

なお、この間、休日返上でご協力いただいております小笠原先生及び光銭先生、並びに看護師さんをはじめ医療スタッフ等の皆様、さらには消防職員、そして多くの町職員の皆様の献身的なご協力に改めて感謝を申し上げたいという風に思っております。

さて、次に今年の前浜の状況ですが、今週から養殖昆布の収穫作業が順次始まってまいります。

漁師さんの話によりますと、昆布の生育状況は昨年と比べ比較的順調と伺っておりますが、コロナの影響などにより、価格の下落が心配されており、秋以降に景気を上向くことを期待するものでもございます。

続いて、町の令和2年度の決算の状況がまとまり、概要を行政報告で述べさせていただいておりますけれども、一般会計において1億円を超える繰越額を計上することができ、各特別会計においても概ね計画通り繰越額を計上することができてございます。

改めて、町民及び議員各位、並びに職員の皆様に感謝と御礼を申し上げたいという風に思っております。

それでは、本日の案件についてですが、条例の一部改正が2件、計画の変更が1件、路線の廃止が1件、および一般会計並びに国民健康保険特別会計など4件の補正予算となっております。

また、報告事項といたしまして、一般質問等答弁事項進捗状況調査の報告及び専決処分した事件の報告、並びに令和2年度福島町一般会計繰越明許費の報告となっております。

まず1点目の条例の一部改正については、福島町国民健康保険条例及び福島町介護保険条例の一部改正となっております。

1つ目の、福島町国民健康保険条例の一部改正についてですが、新型コロナウイルス感染症に係る定義を定めた法律が一部改正され、令和3年2月3日に公布されたことによる改正となっております。

2つ目の、福島町介護保険条例の一部改正については、新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料の減免措置にかかる期間を延長する為の改正となっており、これにより令和3年度においても減免措置が継続されることとなります。

2点目の第5次福島町総合計画の変更については、新型コロナウイルス感染症対策に係る事業内容に変更が生じたことによるものと、種苗センター等施設整備事業及び青少年交流センター整備事業に係る基本設計及び実施設計費の追加変更となっております。

3点目の町道路線の廃止については、定住住宅町有住宅整備事業に係る既存路線を廃止するものであります。

次に、一般会計の補正予算についてですが、補正の主なものとして、まず国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の対象事業に係るもの、及び種苗センター等施設基本設計委託料並びに青少年交流センター建設実施設計委託料等の追加補正となっております。

また、これまで一時採用を中断してございました地域おこし協力隊については、岩部クルーズ等の運行体制の強化を目的に、新たに採用する為の主要経費を追加補正しております。

なお、特別会計においては、国民健康保険特別会計で傷病手当金の増額。診療所特別会計では、オンライン資格確認関連医療機器購入費の増額。水道事業会計では、老朽配水管更新に係る配水管施設工事費等の増額となっております。

以上、このたびは計8件の議案をお願いするものでございます。

そして更にですね、追加議案といたしまして、6月9日入札が執行されました福祉バス購入に係る財産取得に関する議案。

同じく16日入札が執行されてございます、三岳地区車庫整備工事に係る工事請負契約の締結に関する議案が2件となっております。

なお、議案につきましては、担当課長から説明をいたしますので、ご審議のうえ議決賜りますよう、よろしくをお願いいたします。

以上を持ちまして、簡単ではありますが、開催にあたっての挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長の挨拶を終わります。

---

### ◎会議録署名議員の指名

---

○議長（溝部幸基）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

9番平野隆雄副議長、1番花田勇議員を指名いたします。

---

### ◎諸 般 の 報 告

---

○議長（溝部幸基）

日程第2 諸般の報告を行います。

はじめに、議会運営委員会の報告を行います。

3番平沼昌平議会運営委員長。

○3番（平沼昌平）

令和3年度定例会6月会議の開会に際し、去る6月14日に開催いたしました議会運営委員会の協議結果について、報告いたします。

まず、議事日程につきましては、お手元に配付のとおりでございます。

次に、6月会議の審議日数については、本日から6月22日までの2日間を予定いたしましたので、議事運営に特段のご協力をいただきますようお願いを申し上げ、議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（溝部幸基）

議会運営委員会の報告を終わります。

本定例会6月会議の議事は、ただいま平沼昌平議会運営委員長から報告がありましたように進めてまいります。

また、諸般の報告も既に印刷のうえ、皆様のお手元に配付のとおりでございますので、ご了承願います。

次に、常任委員会の所管事務調査結果について、報告を行います。

2番佐藤孝男経済福祉常任委員長。

○2番（佐藤孝男）

それでは、諸般の報告の7ページをお開きください。

5月28日、2件の所管事務調査を実施いたしました。

報告書に基づき、主な内容を説明いたします。

はじめに。

調査事件1 国民健康保険事業の現状と今後の運営について、報告いたします。

現在の国民健康保険事業は、北海道・市町村・国民健康保険団体連合会が一体となりまして、事務の広域化や、保険料の平準化等を目指し、共同運営をしております。

提出されました運営方針改定等の資料に基づき、調査をいたしました。

国民健康保険事業の現状と、今後の標準保険料率の統一に向けた方向性については、一定の理解をしましたが、次の事項について検討を願いたい。

1、基金の活用の仕方について。

令和12年度までの標準保険料率統一に向けて、急激な負担増を抑えるため、段階的に保険料を上げていき、道への納付金不足分については、基金取り崩しで対応することが可能とのことですが、保険料率等の統一に向けた現状から考えると、基金の活用については、令和12年度以降の全道統一保険料率確定後、総合的に検討するべきと思慮いたします。

2、保険料率統一後の低所得者等への対応について。

低所得者等に対しても、受益者負担が基本であることは理解しますが、町民の健康を守ることも町の責務であることから、対応策を検討しておくべきと思慮いたします。

3、保険料率統一に係る応能・応益の賦課割合について。

道が示す標準賦課割合に改定した場合、町の賦課割合が逆転することが想定されます。保険料率統一は、国の方針であることは理解していますが、過疎・少子高齢化の状況下では、応益の負担が非常に厳しくなることが想定されることから、賦課割合の緩和対策として町村の裁量権の提案も検討されたい。

次に、8ページ。

調査事件2 種苗生産等施設整備事業について、報告いたします。

当該事業については、昨年度の調査で一定の理解を示したところですが、今年度以降の事業等について関係資料に基づき調査をいたしました。

基本構想に基づく事業の方向性については、一定の理解を示しましたが、事業実施に当たっては次の事項について検討願いたい。

1、事業費の検討について。

資料の最初に、「事業費に変更が生じる」と記載しております。近年の施設整備は、事業費が当初計画より増額することが続いていることから、事業費の圧縮等を念頭に慎重に検討願いたい。

また、過疎債を見込んでいたことですが、令和3年度以降、大型施設の建設が続くことから、補助金等の財源確保に向け、国・道と十分な協議を行い、着実な事業推進に努められたい。

2、取水施設の設計について。

取水施設の場所については、養殖施設の運営で一番懸念される課題でもあることから、過去の事例を参考に検討願いたい。

3、視察等への対応の検討について。

種苗生産施設の建設場所は、町内の養殖漁業の心臓部となるため、生産拠点としてだけではなく、視察対応にも想定し、動線等を検討すべきと思慮いたします。

4、地元業者の活用について。

施設整備に当たっては、地元業者が対応できる部分については、できるだけ地元業者の活用を検討願いたい。

以上で、報告を終わります。

○議長（溝部幸基）

以上で、常任委員会の所管事務調査結果についての報告を終わります。

諸般の報告には、町長より提出された、福島町ふるさと応援基金の運用状況等の報告、議会基本条例第17条の規定に基づく議会評価、議員の自己評価・活動の目標が掲載され、既に町民に公表されておりますことを申し添えます。

以上で、諸般の報告を終わります。

---

◎行 政 報 告

---

○議長（溝部幸基）

日程第3 申し出がありますので、行政報告を行います。

鳴海青春町長。

○町長（鳴海青春）

令和3年度福島町議会定例会6月会議の開催にあたり、定例会5月会議以降の行政報告を申し上げます。

1点目として、令和2年度各会計決算状況について。

令和2年度の各会計における決算状況がまとまりましたので、ご報告いたします。

一般会計では、形式収支で1億694万7,028円の繰越しとなりましたが、繰越明許費分の一般財源488万2千円を除いた実質収支では、1億206万5,028円の繰越しとなっております。

国民健康保険特別会計では、3,143万6,956円の繰越しとなり、介護保険特別会計では保険事業勘定で927万5,629円の繰越し、サービス事業勘定では収支同額となりました。

後期高齢者医療特別会計では、12万2,300円の繰越しとなり、浄化槽整備特別会計は収支同額となっております。

また、国民健康保険診療所特別会計では、905万4,898円の繰越しとなりました。

なお、水道事業会計においても、純利益が2,193万2,971円となっております。

2点目の、福島町過疎地域持続的発展市町村計画の策定について。

全国の過疎地域においては、これまで4次にわたる過疎法に基づき過疎対策を実施し、産業の振興、交通・生活環境・福祉等の施設整備、情報通信環境の確保、地域医療の確保、教育機会の確保など、過疎地域の振興に寄与してきたところであります。

しかしながら、過疎地域においては依然として、人口減少や少子高齢化の進行が著しく、経済指標や道路等の公共施設の整備水準などについては、未だに都市との格差があるほか、まだまだ多くの課題を抱えている現状にあります。

今般、「過疎地域自立促進特別措置法」が令和3年3月31日に期限を迎えることから、過疎地域の持続的発展という新たな理念のもと、「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」が4月1日に施行されております。

本特別措置法に基づく、過疎対策事業債、国庫補助率のかさ上げ、国税等の税制特例等の支援措置を活用する場合には、北海道の方針に基づき、議会の議決を経て「福島町過疎地域持続的発展市町村計画」を策定する必要があり、当町としては特別措置法の適用を受け、引き続き過疎対策を講じる必要があることから、現在、策定作業を進めております。

本計画については、9月会議での提案を予定しておりますが、計画案がまとまった段階でパブリックコメントを実施するとともに、議会からもご意見を頂くこととなりますので、予めご理解をお願いいたします。

続きまして、各課所管事項について、ご報告いたします。

#### (1) 福祉課の所管事項について。

1点目として、新型コロナウイルスワクチン接種について。

65歳以上の高齢者を対象とした新型コロナワクチンの接種につきましては、接種希望者1,592人の約64パーセントである1,021人が、1回目の接種を終え、そのうち、約17パーセントの270人が2回目の接種を終了しております。

なお、高齢者の方々の集団接種につきましては、7月11日をもって終了する見込みとなっており、個別接種を含め7月中旬の完了を見込んでございます。

その後に開始する、12歳以上から64歳までの方の接種につきましては、対象者へ意向調査書を発送し、接種希望を取りまとめるうえ、国からのワクチンの供給状況に応じて、順次、年齢の高い方や基礎疾患を有する方を優先的に、7月中旬から接種する方向で準備作業を進めているところでございます。

ここで記載はありませんけれども、先ほど挨拶の中でも述べさせていただきましたけれども、我々としては8月中旬を目途にですね、全ての方々に接種できるように、今、準備を進めてるところでありますので、ご理解を頂きたいと思っております。

また、道内各地において学校や幼稚園などでクラスターが発生している状況を踏まえ、町内の学校職員や幼稚園、認定こども園福島保育所、福島学童保育の職員についても、準備が整い次第、優先して接種することとしております。

#### (2) 建設課の所管事項について。

1点目として、危険空家に係る代執行について。

当町の空家対策については、倒壊の恐れのある危険な特定空家に認定されたものが7件あり、昨年12月会議で行政代執行を進める旨の報告をしておりました1件について、町の指導の下、関係者と協議が整い行政代執行までに至らず、自主的に解体が進められております。

また、豊浜地区の特定空き家については、倒壊により隣接する家屋へ倒れる危険性が非常に高いことから、空き家等に関する審議会のご意見をいただき、代執行により解体を進めることとしてございます。

なお、当物件については、所有者及び相続人がいないことから略式代執行により解体作業を進めることとしてございます。

また、その他の5件については、危険な状況の是正に向け引き続き協議を進めてまいります。

2点目の、老朽管の改修について。

吉岡地区の配水管については、昨年末から配水管の老朽化により赤水が発生し、これまで改善に努めてまいりましたが、抜本的な改善を図るため町道吉岡1号線の内、道道から松前側に約70メートルの区間の配水管を更新するもので、関係予算を本議会に追加計上してございます。

町の主な主催事業及び行事等については、別に記載してございます。

以上で、町長部局の行政報告を終わらせていただきます。

#### ○議長（溝部幸基）

次に、教育行政報告を行います。

小野寺則之教育長。

#### ○教育長（小野寺則之）

令和3年度福島町議会定例会6月会議の開催にあたり、定例会5月会議以降の教育行政報告を申し上げます。

1、学校教育について。

（1）高等学校について。

福島商業高等学校の魅力向上のため、5月17日、商工会や漁協の青年部をはじめ、水産加工振興協議会などの町内の若手メンバーを中心とした「福島商業高等学校教育振興会」を設立しました。

今後は、関係者の協力を頂きながら全道・全国募集に向けた取り組みと魅力ある教育課程づくりを推進してまいります。

なお、生徒の受け入れ施設となる「青少年交流センター」整備に係る実施設計の補正予算を本議会に計上しております。

2、社会教育、青少年の育成について。

（1）各種大会について。

新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて、5月14日に函館青年会議所より、7月4日に開催予定の「わんぱく相撲函館場所福島大会」を中止する旨、連絡がありました。また、7月18日に開催予定の千代の富士杯争奪相撲大会も、2年連続で中止を決定したところであります。

（2）生徒友好交流事業について。

三市町の間で行われている生徒友好交流事業は、7月26日から長野県木曾町の生徒を当町で受入れし、8月8日から長崎県松浦市に当町の生徒を派遣する予定でありましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、協議の上、中止を決定したところです。

以上で、令和3年度定例会5月会議以降の教育行政の報告を終わります。

#### ○議長（溝部幸基）

以上で、行政報告を終わります。

---

### ◎報告第1号 福島町議会一般質問等答弁事項進捗状況調査の報告について

---

#### ○議長（溝部幸基）

日程第4 報告第1号 福島町議会一般質問等答弁事項進捗状況調査の報告についてを議題といたします。内容の説明を求めます。

鳴海清春町長。

#### ○町長（鳴海清春）

議案の77ページをお願いいたします。

報告第1号 福島町議会一般質問等答弁事項進捗状況調査の報告について。

福島町議会一般質問等答弁事項進捗状況調査実施要綱第5条の規定により報告するものであります。

令和3年6月21日提出、福島町長。

それでは、内容を説明いたしますので、議案資料3をご用意をお願いしたいと思います。

議案名は、民生費 高齢者屋根の雪下し及び除排雪費用助成事業費となっております。

取り組み状況についてですが、実施に向けて助成事業実施要綱の見直し作業を進めることとしており、運搬等に係る費用の助成については、今年の冬から制度の運用を開始したいと考えているところでございます。

以上、簡単でありますけれども、報告とさせていただきます。

○議長（溝部幸基）

内容の説明が終わりました。

質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、以上で報告を終わります。

---

◎一 般 質 問

---

○議長（溝部幸基）

日程第5 一般質問を行います。

一般質問は、4名の議員から提出されておりますので、通告順に従い進めてまいります。

最初に、7番藤山大議員。

○7番（藤山大）

通告に従い、一般質問をさせていただきます。

漁業者の漁獲・資源確保の為に魚道整備を町長に伺います。

川に棲息する魚類の中には、サケのように一生の間に川の上流・下流・海を行き来する回遊魚がある。しかし、川にダムなどの障害物が設置された場合には、魚の回遊が妨げられるため、それらの魚種は川に棲めなくなり、絶滅してしまう。歴史的には、そのような事態を防ぎ、サケ・マス・アユなどの漁業資源を保つために魚道が作られたのが始まりである。

川に棲む生き物は、大きな回遊をしない場合でも、成長にともなう小規模の生活圏移動を行っており、近年では、生体系保存の観点から、あらゆる魚と水生生物が保存対象に含まれる傾向にある。

魚道にある土砂・樹木・枯葉等の除去作業等の環境整備が、重要であると思います。

漁業者の方々には、私自身問題提起し、話し合うこともあります。数年後、数十年後には、漁業者の漁獲・資源確保の為に、笑顔で明るい未来が見られるように、取り組むべき課題と考えておりますが、いかがでしょうか。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

藤山議員のご質問に、お答えいたします。

魚道及び河川環境整備の重要性は、魚類に限らず地球環境並びに人類の生態系保全の観点から重要なものと認識してございます。

そのようなことから町では、毎年、福島吉岡漁業協同組合及び漁協女性部並びに函館開発建設部などの関係機構と連携し、「お魚を殖やす植樹会」の開催や河川等の清掃作業を行うなど、町内の河川などの自然環境の保全に努めてございます。

また、令和元年9月には町内の河川において管内の関係者が一堂に会し、NPO法人北海道魚道研究会主催による「道南地区第15回魚道清掃ボランティア」活動が行われ、魚道など河川環境の保全と回復のための活動が展開されたところであります。

漁業を主産業とする当町においては、海及び河川の環境保全は重要なテーマであり、引き続き町内の適正な環境保全を図るため、漁業者はもとより町民の意識啓発の向上に努めてまいります。

○議長（溝部幸基）

7番藤山大議員。

○7番（藤山大）

魚道整備にあたって、NPO法人北海道魚道研究会のホームページで見て事業確認しました。

事業名として魚道の維持管理に関わる事業で、魚道整備清掃ボランティア活動、北海道内に設置されている魚道で、機能が低下している箇所の清掃ボランティアが令和元年9月7日にて福島町桧倉川で7名により清掃されております。予算費として27万8千円と報告されております。魚道整備ボランティア活動を行ってくださったNPO法人、北海道魚道研究会と作業された7名の方々には感謝と御礼リスペクトします。本当にありがとうございます。

この魚道整備は、魚道としての機能が発揮されるまでの清掃活動が行われたのか、現状確認も伺います。

それから、新型コロナウイルスの影響もあって魚道整備が令和元年から1年と9カ月、清掃活動が行われてなかったと思います。現状確認として、熊やヘビ等の危険を伴う場所でもありますが、十分注意しながら、今の現状を確認はされたのか伺います。

○議長（溝部幸基）

福原貴之産業課長。

○産業課長（福原貴之）

議員おっしゃられてるのは桧倉の所でよろしいでしょうか。

桧倉の俗に言う第一ダムって言われてるところの魚道につきましては、私共、年に1回、管理主体が北海道でありまして、そこから魚道調査って部分も来てございます。それで、水産担当とすると魚道調査は必ず1回は行って、現状の認識、それと維持補修に係る要望を毎年北海道に要望しているところであります。その他にも農業用水路とかもありますので、産業課としましては、そこ一体的に数回、年に数回現場確認はしてございます。

○議長（溝部幸基）

7番藤山大議員。

○7番（藤山大）

確認はされたということなんで、現状の確認されて、どのような状況になってます。私も去年の9月です、現場をちょっと確認していったんですが、土砂・樹木・枯葉等堆積、あと破損も多少ありました。それで確認した結果、魚道としての機能はどのようになっていますか。その辺、ちょっとお伺いします。

○議長（溝部幸基）

福原貴之産業課長。

○産業課長（福原貴之）

議員おっしゃるとおり、魚道については、今、土砂の堆積または草等の生い茂ってる状況。また魚道の擁壁がちょっと傾いてる状況。これは私共も認識しておりまして、その部分については修繕というか、修復するよう北海道にも要望してございます。それで、土砂の堆積とかもここを除去してしまいますと、議員見てわかるとおり、擁壁が傾いてございます。これが水通ることによって、二次被害とかそういう部分発生する恐れもあると、そういう部分もありますので北海道と慎重に協議してるところであります。

○議長（溝部幸基）

7番藤山大議員。

○7番（藤山大）

魚道についての災害や川の水に増水によって、土砂・樹木・枯葉等堆積されていますので、年に1度は清掃を行っていただき、道管轄ではありますが、道に働きかけて町として予算組んで行っていただきたいと思っております。熊やヘビ等の危険は伴いますが、十分な安全を持って行っていただきたいと思っております。

それと、福島川下流河口付近にも整備されたと思っておりますが、百年に一度に災害の整備が行われたと思っております。これについては、人を守る為の事業なので当たり前のことだと思っております。

しかし、作業によって川の流れや土砂の除去作業を行われ、土砂とともに魚や微生物、卵なども一緒に除去されています。それについて、数年前にはサケやアユ、カニ等がよく見られていましたが、徐々にサケやアユ等が見かけられなくなりました。資源確保の為に魚を殖やしていく事業は大切だと思っております。サケの稚魚の放流などを行っていますが、漁業者の漁獲に繋がる方策はあるのか、お伺いします。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

議員の質問の中に将来的に10年先、20年先の漁業の生産確保の為に、今、ご質問頂いてるのかなと思っております。ただ、議員ご指摘のとおり、ご承知のとおりですね、福島の漁業体系のなかで、じゃあ河川に依存してる分がどのくらいあるかということ、ご承知のことかと思えますけども、昨年でも例えばサケの水揚げはほとんど無い状況であります。だから我々としてはですね、今、河川の関係のなかでですね、漁業を阻害するような状況にあるのかということをお問われれば、いま私共としてはですね、今週から始まる昆布が主力でありますし、あと第2の主力ってのはウニでありますので、そういったなかで今の状況の中ではですね、極端に影響が無いんだという認識はしています。ただ、議員ご指摘のとおり、生態系の環境なり色んな環境の中で、魚道の整備とかしていくのは問題無いのかなと思ってます。

ただ、サケについても本来は小桧倉の方も、サケ・マス増協で作った種苗センターの方から放流してますので、いま魚道に関する影響というのは、ほとんど多分、無い状況のなかで放流されてございますので、今、実際いま問題になってる頭首工の方からはですね、そういったものの放流などは行われてございませんので、そういった意味での影響というのは、ほとんど無いのではないのかなあという風に思っております。

○議長（溝部幸基）

7番藤山大議員。

○7番（藤山大）

であれば、もうやらないでもいいみたいな、僕ちょっと受け止めてしまったんですね。まあサケがあがってないから何もしなくてもいいような受け止め方、ちょっとしてしまったんですね。要は魚道整備は道の方にちゃんと働きかけて、町として予算計上をしていただく。本当にあのサケでも本当に数年前ですね、ではサケがのぼってきてきましたが、近年本当に減ってきてます。そういう意味ではやっぱり、去年も川の方を整備されました。これは災害の為に整備なので、私は何の問題も無いんですが、これからはやっぱり魚を殖やしていく作業というのが一番大事だと思うんですね。そういう意味で、やっぱり川の魚道なり、その辺はちゃんと整備していかなくちゃならないと思いますが、この辺に対してももう一度伺います。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

あの、先ほどらい申しますが、魚道で影響のある魚類で言いますか、我々としてはですよ、それを生業としての方々が少ないというのが、まず認識いただきたいなと。それで、我々としてはですね、やはり河川、やはり川からですね栄養源を海に送り込むことがですね、魚類の生態系としては私は大事ではないかなと。それで、婦人部など協力頂いてですね、植樹を行ってですね、なるべく土砂は流れないで栄養源を流すようなことをしてございます。確かに魚道、ダムが出来ますと魚道は必要であります。それはあくまでも内水面の方のイワナだったりヤマメの関係が中心でありますので、サケについては先ほどらい申しましたとおり、峠下に北海道サケ・マス、渡島サケ・マス増協ですけども、うちの組合長が代表やっておりますけども、その中で何故福島に出来たかという経緯も、これご承知かどうか分かりませんが、要するに道東なりですね噴火湾あちらの方がですね、なるべくサケを主産業としてる町村があります組合があります。そういったところがですね、南から放すことによって自分らの水揚げが上がるという思いの中で、応分のお金を出資してですね、投資してですね、施設が出来たということでもありますので、我々、決してですね、それを望むとか望まないの問題では無くてですね、我々としてもサケが定置がいっぱいあった時はですね、やはりサケの放流なり色んなことをしました。ただ、現在のその漁業体系からいきますと、そこに依存している方々が少ない状況のなか、まあ水揚げを見てみれば、まさに一目瞭然でわかると思います。サケという項目もありませんし、そういったなかでですね、我々としては今、主産業である明日あたりから始まる昆布をしっかり守って行くことがですね、浜の生産10億を確保することの一番大事なことはないのかなあと思ってますので、そういったことの水産政策を中心にやらせていただいている。ただ、今あります魚道についても、確かに頭首工のところにについては私も水産担当した時に知ってございますけども、一度直した経緯があります。ただ、管理自体がですね、北海道だったり国だという形のなかで、我々がな



かなか手を染めれない分野もありますので、そういったなかですぐ機能してないものについては、しっかり要望行為の中でですね、回復していただくということについては、やっていきたいと思っております。また、魚道研究会の時、私も参加をさせていただきました。あれは一時的にですね、簡易的なものを作って少し上にお魚が上るような物を作ったらどうだという形。また、どちらかというとその土木系の方々が会員に入ってますので、そういった構築物の研究会だったり、色んな形でボランティアという形でですね、やられてございますので、今、議員ご指摘の点についてはですね、しっかり北海道の方にも要望する形を取っていききたいと思います。ただ、あそこの頭首工についてはですね、少し佐藤議員も承知のとおり、桧倉の方の農水を確保するために作っていると、並行してやってございますので、なかなか水産分野と農業分野と治水関係とですね、なかなかこう複雑に、こう絡まってですね、簡単に要望してもなかなか出来ないというのは、さっき課長から説明をさせていただきましたけど、ちょっと複雑なものがありますので、その辺は少しご理解いただきたいと思っております。ただ、鋭意我々としても、しっかり要望は展開していきたい、そのように思っています。

○議長（溝部幸基）

7番藤山大議員。

○7番（藤山大）

魚道については、北海道の方に要請しっかりしていただいて、町として出来る範囲のことは手伝っていくようお願いして終わりたいと思います。

○議長（溝部幸基）

次に、5番川村明雄議員。

○5番（川村明雄）

通告に従いまして、一般質問を申し上げたいと思います。

おくやみコーナー死亡手続きに関する窓口について。

現在、町民等の死亡届時には、その後の各種届出等に関する紹介や処理の対応はどのような内容になっておりますでしょうか。

当町では一人暮らしの方も多くなり、死亡時には町外から来町する身内の方もおられ、葬儀後の役場等への届出等もあり、少しでも遺族の負担軽減を図ることが望ましいと思います。

内閣官房情報通信技術IT総合戦略室は、ご遺族が必要となる手続きを抽出できる新システム「おくやみコーナー設置自治体支援ナビ」を開発・作成し、希望する自治体に提供を始めました。

本システムを見てみますと、三重県松阪市の事例が紹介されております。全国的には、おくやみコーナーの設置をしている自治体は未だ少ないようですが、各課から必要な手続きや事項を出してもらい、おくやみしおりやハンドブックのようなものを作成して必要な方に配布しては如何でしょうか。

届け出の相談や対応はできればワンストップの体制が望ましいと思いますが、可能な道を模索していただきたいと思っております。

相続問題も含まれますが、指導方法によっては、今定例会の行政報告にある、「所有者や相続人がいない」ということを防げることもあります。

町長のお考えを伺います。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

川村議員のご質問にお答えいたします。

当町の令和2年の死亡届の数は、全体で83件となっており、月平均にして7件程度の数となっております。1点目のご質問にある「おくやみしおり」などの新たな配布物の件についてですが、当町では担当する町民課の窓口において、遺族が死亡届を提出するために来庁された際、年金及び税金並びに各種保険証など、死亡後に発生する手続きを総合的に案内するチラシを配布し、それぞれの担当課が連携して対応しておりますので、現時点で新たな配布物は必要ないものと認識しております。

2点目のワンストップ体制が望ましいとのことですが、私も、常に行政サービスはお客様目線で対応すべきものと考えており、先の機構改革においても、人口減少が続く中で行政のスリム化を図るため、町民課と税務課を統合し、町民課の窓口で一体的な対応ができるような体制を整えております。都市部の大き

な役所と異なり、当町の窓口は、関係する福祉課及び建設課などが庁舎1階のフロアにあることから、事実上、ワンストップの体制が整っている状況でございます。

いずれにいたしましても家族の死という人生で最も悲しい状況にある遺族に対し、お悔やみの言葉をかけるなど、遺族のお気持ちに寄り添うような窓口対応に引き続き心がけてまいります。

○議長（溝部幸基）

5番川村明雄議員。

○5番（川村明雄）

「おくやみしおり」は現在の配布物で十分で、新たな配布物は必要ないという見解でございますね。

それと、事実上ワンストップの体制が整っているということでございます。

今、町長が申しあげました年金・税金・各種保険証などの届け出、これは当然最低必要な事項ということになりますからね、これは確かにお渡ししながら説明しているのかもしれませんが、その後に発生する死亡後の色々な問題、後段に書きましたように、相続問題で不詳な形になっているということですので、それとワンストップの問題も、私も職員時代ですね、規則通り条例どおりやろうとすれば、議会で冷たい課長だってこう言われたこともあるんですよ。そして、さらに職員が親切のつもりで、これは何々課、これは2階の何々課、これはどこですよって言うんですね、当時のある非常勤特別職の人から1箇所では出来ないのかと、あっち行けこっち行けて、あっちだこっちだってどうなんだっていう、そういうご指摘も出たことがあるんですけども、職員と協力しながら、どのように改善したらいいかなという風な相談をしたことがあるんですけども、やはりそういうところに繋がってしまうんだなあということが出てます。

決して冷たい町長と言われたいようにはですね、町長自体も頑張っておりますし、そのようなワンストップで行うような、そういう今の1階の体制ということは私も概ね認めております。何か官房情報室から129種類の手続きの中から使用できるものは、どんどんお使いくださいというような形になっているようでもございました。なお、その松阪市の状況もリークと言いますか、見れるような恰好になっておりますよね。この松阪市のハンドブックの中を見ると、非常に親切丁寧、そしてどこに何を、とほとんど網羅されている。そういう恰好になってますからね。うちの自治体は確かに市に比べれば小さいということになりますけれども、ある程度のハンドブックはあってもいいのかなあという気がするわけですね。

この辺の町長のお考えは変わりませんか。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

答弁の中でも回答させていただきましたけど、やっぱりあの一、人生の中でなかなか無いと言いますか、私も二人の親を亡くした時にですね、経験したことがあります。そういう悲しい中で、その後の手続きをですね、色んな複雑な手続きがあるのも承知してございます。ただ、役場で出来る手続きと、また役場外でやる手続きと色んな形がありますので、総合的に案内するのも確かに1つの方法かなと。私も現在、国が進めてるやつ、大分の別府市などを含めて今だいたい全国で24箇所程やっています。ただ、ほとんど見させていただきますと都市部であります。この辺でいきますと、函館、北斗、七飯みたいところがですね、やはり私も1回ですね、函館市役所行ったことがありますけども、迷子になりそうな感じで、色んな部署が離れてたり、うちの役所みたいに、こじんまりまとまってる状況と無い中ではですね、多分こういったものが機能するのかな。そして、やっぱり国がですね、よく全国一律という言葉をよく使って色んなシステムを開発します。それは交付税なんか、議員長く職員もやられてますので、ご承知かと思えますけども、だいたい10万人規模の町を対象にシステムを作ってございます。ただ私は、そういった国が推し進める政策も、確かに国としては、全国一律押し並べて、同じ物を使いたいというのは分かるんでありますけども、我々たまに首長になったときに少し言わせていただくのは、要するに、もう少し規模によって濃淡をつけていただかないと、我々みたいところは無駄が多過ぎてしょうがないってこともあるんですよ。今回のワクチンが私、まさに良い例ではないのかなと。要するに、都会の人方にとると凄く便利で、パソコン使って申し込む、電話で申し込む、そういったことがですね、じゃあこの地元福島でやったらどうだったんだろうと。我々は反対に手作りでしっかりやれるものは機械化してやったことが、今回ほかの町村に比べて多分早い結果になりましたし、来てワクチン打った方々にもスムーズに私は事業が進んだん

ではないのかなあと。他の町村がどうこうではありませんけれども、確かに国が言うように、そういった機械化なり、今デジタル化になってるなかですね、そういったことの、ものを進めないということではなくて、時によってはそれが反対に、町村にとってはガタイばかり大きくて動きが悪いということも間々ありますので、そこは我々としては、しっかり状況を見極めながら導入していくことがいいんだという風に私思っていますし、今回の場合たぶん、こういったものを導入してもほとんどの高齢者、我々の約6割近い、5割6割が高齢者でありますので、そういった方にとっては決して便利な物ではない。若い人にとっては確かに1回である程度物事を渡していただければ、それを読めば分かりますけど、たぶん私もちょっと見ましたけども、高齢者には凄く読みづらいと言いますか、あまりにも物事が多過ぎて、何がじゃあ対応物として良いのかなっというものはあるんだと思います。ただ、議員心配されるより、確かに福島町の方が亡くなってですね、都会に住んでる方で若い人がこう役場に来た時に、やはりそういったものがあれば便利だなあという声も聞かないわけではありません。ただ、先ほど言いましたとおり、高齢者の方々含めてですね、年に死亡される方が80ちょっとくらいの状況の中で、月に7件、状況の中ですね、まあじゃあ、そんなに支障をきたすほど窓口ですね、何て言いますかね、あっち行きなさい、こっち行きなさいということは福島の場合ないんだと思います。ただ、少し私も心配してるのはですね、どうしてもその窓口を担当する職員がですね、若い職員が昔はやっぱり戸籍何十年も経験した人なり色んな方々が居てですね、迅速に対応出来たんだと思いますけども、今は、どちらかという若い職員に少し経験を踏ませるという意味ではりつけてる中で、ちょっとやっぱり若い職員が物事を全体掌握してないことがありますので、少しお客様に迷惑をかけることも多々あるのかなという気はしますけども、そこについてはある程度、先輩の職員がフォローしながらですね、いま対応をしているのではないのかなと思ってございますので、町の窓口の中で、そんなに大きい声を出す人が最近少ないのではないのかなと思ってますので、我々としては、今の体制の中で十分やりきれてるのではないのかなということ、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（溝部幸基）

5番川村明雄議員。

○5番（川村明雄）

概ね町長も、そのようにご理解されているということでございますけれどもですね、後段に書きました相続問題。これもほとんど10万人以上の都市部で色々そこまで書いていらっしゃる。じゃあ小さな自治体は要らないのかということ、そうにはならないんだろうと思うんですね。相続問題で土地の所有者不明用地面積は現在九州とほぼ同じくらいの面積に国内ではなっていると。これがやがて北海道の面積に迫る勢いに進んでいるということもあって、この4月21日に参議院本会議で民法等の一部改正がなされてですね、2024年3年後からですね、3年後には相続登記の義務化がされるということになりますでですね、相続を知ってから3年以内に登記を相続登記をするっていう。それによって今、国が心配している不明者、土地の所有者不明者の無くなることをですね、狙っているということになっておりますけれども、やはり相続を放棄する方もいるけれども、その放置するっていう恰好が現状できてきているということが、この九州に近い面積の所有者不明のその面積になっているということで、これが3年以内に登記しない場合は申請を断ると過料に処されるというような形になっていくようでもありますけれども、このことはやはり個人の責任だっというのもあるのかもしれませんが、国自体も当然、法律改正するっていうことは現状の形を危惧してのことです。それから、もっと今度は利活用される面積が逆に公共事業等でも増える場合もあるんだろうなと思うんですね。そのように確かに面積が小さければ、件数も少ないって言えるのかもしれませんが、これ全国の自治体の総計ですからね、その辺りを考えていかなきゃなんないじゃないのかなという風に思うんですね。ちょっと最近危惧されるのはですね、この相続絡みなのかどうか分かりませんが、例えば固定資産評価証明書に不動産が抜けてあったりですね、建物を取り壊したのにまだ台帳に乗っかっているとか、そういうちょっとここ10年来前からですね、そういうのはちょっと多くなっているなって気がします。そのところをですね避けるためにも、やはりきちっと死後の対策としての相談窓口だとか、退職者をちょっと使ってですね、そういう方が来たらあたってもらおうとか、そんなような形で出来ないものかなという風に思っております。

○議長（溝部幸基）

暫時休憩いたします。

---

(休憩 11時04分)

(再開 11時17分)

---

○議長（溝部幸基）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

ご質問の点についてはですね、色々と手続き的にですね、今、死亡した時にまず1つの手続きがあって、それからやっぱり相続関係がやっぱり複雑な問題がありますんで、こここのところでなかなか時間を要するのがあるのかなと思いますし、まだ複雑のもあります。ただ、議員ご指摘の一般質問のなかの空家の関係ですね。所有者及び相続人がいないってのは、これはあくまでも相続放棄した関係で相続がないわけではなくて、相続者はいるんですけども相続を放棄をして、権利を手放した関係で、その家を継ぐ人が居ないということでありますので、決して誤解のないようお願いをしたいなと思ってございます。ただ後もう1点、その相続に関してはですね、なかなか我々が踏み込めないところと言いますか、色んな形で行政で町民の中でもトラブルがあったり色々問題がある時に、行政は民事不介入という形の中で、なかなかこう踏み込めないところがあるんだと思ってます。相続については、確かに戸籍の中に詳しい方もいらっしゃいますけども、ただ専門家ではありませんので、そこについては川村さんがよく承知してると思いますが、行政書士なりそういった方々にですね、色んな点を相談して処理をしているのが実態ではないのかなあと感じておりますので、そういったとこの案内については、町の方としても、しっかりしていくつもりではありますけども、それを一元的にですね、全てその最後の手続きまでやるということは、行政の中ではなかなか厳しいのではないのかなと。

ただ、先ほどらい申しましたとおり、書き物の中で、こういったこともあります、こういったことがあります、こういったことについてはこういった所へ、ということは出来るんだという風に思っておりますので、そこについてはある程度、町民課、特に多分、戸籍・税務課だと思いますけども、そういったなかで、なるべく当事者が困らない形の対応をしていきたいという風に思っております。

○議長（溝部幸基）

5番川村明雄議員。

○5番（川村明雄）

行政報告の所有者や相続人が居ないっていうのは、町長が言ったようなことだったのかということになれば、また居ないとなればですね、そう思ってしまいますよね、当然ね。そして、相続放棄されてるってことであれば、居てもですね誰も手付けられなくなっちゃって、それを最後どうなるんだってことになりまますからね、最後町の処理まで行ってしまうのかっていう事例もひょっとすればですね、途中で、この辺の問題はまた別な機会に、お聞きしたいなと思うんですけども、課税も絡めてですね、なりますので。あと今の状態で良いという恰好の他にですね、各自治体で窓口で対応する、即対応するものと、時間をかけて対応するもの、これになるとどうしても相談という形になりますので、例え専門家でもなくてもある程度の道すじを、何て言いますかね、教えると言え、おこがましいですけども、そのような恰好で出来ないものかなという、ハンドブックまで作るという予定は無いっていうことですから、例えば相談があれば口頭で答えられる形ぐらいは、職員の関係職員の皆さんから意見を集めて集約してくれば良いなという風に思います。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

先ほどらいお答えしてはありますが、窓口に来た時に当然、ご両親を亡くしたりですね、色んな形で痛みのところですね、そういった手続きをする状況にありますので、本当にそういった方々に寄り添う形でやるのは当然だと思ってます。ただ、今の組織体系を見ますと、当時人口が1万4、5千人あった時代とですね、今3、800ちょっと弱の時代の職員数の数が絶対数違います。私が入った昭和49年当時は、もう百人を超える職員体制の中で、やはり戸籍・税務含めて10年選手がざらにありまして、そういった

方々であれば本当に町民の相談に乗れるような体制があります。ただ今、全体を通して80人弱くらいの職員体制の中で、どういったのが一番良いのか。あまりにでもですね、長くそのポジションに置くとですね、使いづらくなると言いますか、動かしづらくなると言いますか、その辺は組織の維持の仕方と人事のその職員を育てていくという中で、どちらが良いのか我々いつも悩むところでもあります。なるべく専門職を作っていくというのも確かに良いんでしょうけども、この職員が少ないなかで中々そういった状況が作れないというのも現実として今、我々の中にあるのかなという気がしてございますので、今、色々縷々ですね、議員の方から質問あった点については、全体、今日課長含めてですね、職員の方々も見てるんだという風に思っていますので、なるべく私は就任以来ですね、町民の方々に寄り添うと言いますか、現場を大事にする、そして我々も町民の1人であるということの認識の中で仕事をして欲しいというお話をよくさせていただいておりますので、そういったなかで、しっかり窓口対応出来るようなことをこれからも続けていきたいという風に思っています。

○議長（溝部幸基）

次に、8番小鹿昭義議員。

○8番（小鹿昭義）

通告に従い、一般質問をさせていただきます。

質問事項、新型コロナウイルス感染症終息後の町内経済活性化について、町長に質問します。

道内は、新型コロナ感染防止緊急事態宣言の当初の期限だった5月31日が過ぎ、一時は減少傾向に有ったものの、従来なら病院や宿泊療養施設に入っていたはずの感染者が自宅療養や待機を余儀なくされるケースもあり、未だに死者も出ています。

道は宣言が延長された今月20日までの状況改善を目指していますが、自宅療養・待機者への対応強化が急務と厳しい状況にある中、当町としては数々の感染対策や疲弊した町内経済の救済の為に休みなく努力して頂いている事に町民の皆さんは、町長はじめ職員の皆様に感謝している事と感じています。

このコロナ禍の中、当町の感染防止ワクチン接種も順次始まっており、このままいけば完全なる終息まで行かなくとも町内の経済も穏やかに回復できるものと考えます。

町内のコロナ感染症が一定の終息を迎えた際の、町内経済活性化策を伺いたいです。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

小鹿議員のご質問にお答えいたします。

町では、昨年の新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、地元経済の持続的な維持を目的に、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、他の町に先駆けて、町民及び事業所などの感染予防対策と併せ、漁業者、農業者及び商工業者へ様々な経済支援を行ってきたところであります。

また、本議会においても、飲食店等応援支援金など追加の経済対策を補正計上しているところでもあります。しかし、国内の現状を見ますと新型コロナウイルスとの戦いは未だ続いており、この厳しい状況は今年1年続くものと思慮しております。

このような状況の中で、町内では現在まで1人の感染者も出さずこの間を経過し、7月11日には65歳以上の方々へのワクチン接種を終え、若い世代へのワクチン接種も始まります。

まずは、現下のワクチン接種などの推進を図ることで、感染予防に万全を期すとともに、秋以降の感染状況並びに経済動向に注視しながら、町内関係団体と連携を図り、町の現状の優位性とスモールメリットを最大限に生かしつつ、町内経済の循環を第一優先とし、タイミングを計りながら適時適切な対策を講じてまいりたいと考えております。

なお、政策の実行にはスピード感が大切であり、現場の声を聴きながら対応に備え準備に努めてまいります。

○議長（溝部幸基）

8番小鹿昭義議員。

○8番（小鹿昭義）

町は新型コロナウイルス感染対策として、町民の皆さんや町内事業者に対しての助成金や地域経済緊急支援をしてきました。例えば、2021年1月には大人数で宴会できる飲食店に30万円、スナック等に

20万円、タクシー会社に20万円、助成しています。また、2021年5月には住民税均等割が非課税の世帯に対して、児童1人当たり5万円を支給しています。その他色々ありますが、これらの件に関して検証はしているのでしょうか。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

今回の補正予算でお願いしてございますけども、やはり今回はですね、本来的に3月4月5月かけてですね、町でいくと人事異動。また色々な団体であればですね歓送迎会が行われる時期ですね、一番地元の商店街と特に飲食店ですね、飲食店において、お客さんが増える時期に全く今厳しい状況にありますので、まずはそのところを少し応援するという形で現在考えてございます。

ただ、これにつきましては国の臨時交付金を活用させていただいておりますけども、その中でですね、議会の方にも縷々説明をさせていただいておりますけども、町に来ている臨時交付金約3億ちょっと超える金額になりますけども、だいたい今のところはですね、それを使う形で今調整をさせていただいておりますので、残りについては極端に多い金額ではありません。ただ、今、国の動向を見ますと、新年度予算が今たぶん動き始めるなかで、知事会なり町村会を含めて新たな臨時交付金という形のお話も出ているやに聞いてございますので、そういったものがですね、追加されるのであれば町としても色々な形を、私はやっぱり今、確かに挨拶のなかでもお話をさせていただきましたけど減ってきて、緊急事態宣言解除になります。ただ、前回の第4波の時もよく見て見ますと、ある程度解除になって少し落ち着いた時にまたリバウンドが来てございます。専門家の話を聞くと、今7月の下旬から8月にかけて、当然いまオリンピック、お盆、そういった形で人が動く時にリバウンドがあるのではないのかなということが今懸念されてございますので、その辺の状況を注視しながらですね、我々としては政策を打つ必要があるのではないのかなと思っておりますので、まずは今、現下のコロナワクチン、先ほど挨拶の中にも言いました7割というのは、だいたい今専門家の先生方がよく言葉にしているのが、集団免疫を得るには7割の方々がワクチンを打つと、だいたいその全体が広まらないんだということでもありますので、我々としては何とか3,800町民、12歳以下の方は打てませんので、そういった残った方々がですね、全員打つことによって福島町ではそういったものが発生しないという状況を作り得た中で、この答弁にも書かせていただきました、スモールメリットというのは、やはり我々小さい分、動きが早いわけにありますので、議会ともこれまでも連携をしながら、他の町に先駆けて色々な政策を打たせていただきましたので、この間しっかり我々としては今、職員とお話してるのは準備だけはしっかりして行きましょうと。そして、ある程度本当に政策を打てる時になったらですね、そういった人を呼び込むなり色々な政策を打って行こうと。ただ今は、あくまでも痛みのある方々に対して、なんとか事業なり、そういったものを継続して頂くことの方策に対して、今、予算を使う。そして町民の方々が負担が増えてますので、そういったことの軽減をしていくということをも多分これからしていくんだと思っております。ただ、今、近々ですね、じゃあすぐアレをやるコレをやるという状況の予算についてはありませんので、そのところについては先程言いました通り、国の予算の動向を踏まえ、時によっては町単独で財源を持ってやることもあるんだとは思いますが、現状の中では具体の所までは今政策を持っているわけではありません。

○議長（溝部幸基）

8番小鹿昭義議員。

○8番（小鹿昭義）

町の新型コロナウイルスの対応が早いと、町民の皆さんも評価が上々です。新型コロナウイルスの予防接種も始まり、私も昨日1回目のワクチンを受けてきました。これで若干なり、新型コロナウイルスが終息に向かうと思うんですが如何でしょうか。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

昨日は、だいたい65歳までの方々の第1回目。それで、その方々が7月の11日2回目打つことになりますので、それで65歳以上の方々は概ね、ほとんどの方々が接種を終わることになります。ただ、やはり今、原因の1つであります、若い人達が意外とそのコロナにかかって無症状の中で広まりをみせてい

るところもありますので、我々としては65歳以下の方々についても、今7月の中旬から打ち始めるような形の体制を取って、なんとか8月いっぱいまで打ちきれる形をとっていければ、9月くらいからはお祭り頃までには何か町民の方々がですね、安心して町の中を歩けるような体制をまず作ればいいのかなど。やはり今回の場合、色んなその何て言いますかね、災害だったり、色んなその事象というのはあるんでしょうけども、このコロナに関しては、なかなかこう雰囲気って言いますか、出歩く雰囲気がなかなかこう出来ない状況にあるのではないのかなという、そこのところをまず我々としてはワクチンをしっかり打っていただくことで一掃すればですね、少なくとも町内の中では動ける活動が出来ますので、まずはその中で経済、町内経済を循環させること。特に今、昆布の収穫が始まりますと経済も少し動き始めますので、8月の多分お盆前には大体いいとこ収穫ってのは終わると思いますので、そうするとある程度の経済循環も出来て来るのかなと思ってますので、その先に当然9月10月年末かけてですね、ある程度一定程度の終息が見えるようであれば、これはまあ北海道ないし全国の終息という意味でありますけども、そういったなかである程度、外に打って出るような対応環境にあるのであれば、そういった政策も必要では無いのかなと思ってますので、そこのところをしっかりと我々としてはですね、議会と本当に連携をして、私も接種会場に行って福島は結構早いですねという声を頂いて、少し高齢者の人も打った人の安心感の顔を見て安堵してますけども、これからもしっかりと議会と連携して、我々として政策を打って行って町民の方々に1日でも早い日常を取り戻せるように、頑張っていきたいというふうに思っております。

○議長（溝部幸基）

8番小鹿昭義議員。

○8番（小鹿昭義）

他の市町村から福島町に人があんまり来ていないと私は思っております。ただ、青の洞窟を見に来る方は結構いると思います。その青の洞窟見に来てくれる午前中の便の方、それを前日福島町に宿泊できる、それと午後から乗る便の方当日に福島町に宿泊できる制度を町が中心になり、まちづくり工房、商工会、観光協会などの意見を聞いてみては如何かなと思うんですが如何でしょうか。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

青の洞窟については今日から運行する予定でありましたけども、時化まではないですけども、雨の関係で今日は休むという形で、今先ほど下の方行って確認してきましたけども、これについては天候に左右されるものがあります。ただ、このコロナ禍のなかでも色んなテレビで青の洞窟が映し出されてですね、その魅力の発信は大分されているし、私は相当認知されているのではないのかなあという気がしてございますので、もう少しそこのところをしっかりと予算の時なども話しさせていただきましたが、1年しっかりとまだ運行していない状況がありますので、そこのところを踏まえながら、次なる手立てというのは当然いま議員おっしゃるとおり、ただ乗って帰るという事でなくて、乗って来た人が食事をして行く、さらにそこに泊って行くということが我々の究極の目的ではないのかなと思ってますので、そこについては、あまり急ぐ形でなくて、ある程度いま現在あるツールを活かしながら、そういった広がりを作っていく、その中で更に町としてやる必要がある。また工房さんの方でやっていただけるものがあるのであれば、そこは当然色んな形を展開していきたいと思っております。ただ、それにつけてもですね、そういったことをするにあたっては応分の予算が伴うこととなりますので、そこのところについてはしっかりと準備をし、しっかりと色んな意見を聞きながらですね、私はやる必要があるのではないのかなと思ってます。私は常々スピード感を大事にはしてございますけども、時としてですね、立ち止まってじっくり考えることも必要だという風にご意見をいただくことがありますので、そこのところについてはですね、まずクルーズについては今年をまずしっかりとやりきることが、このコロナ禍の中で必要ではないのかなあと思ってます。そして、来年本当に秋口かけてですね、コロナが本当に日本全体で終息が兆しが見えた時にですね、来年4月以降しっかりと1年間やりきれる、その中で1つ2つまたツールを増やして行ってですね、町内のお店屋さんだったり旅館だったり、そういったところに金が循環するような仕組みをですね、作っていく事が大切ではないのかなあと思ってますので、そういったところについてまた色んなご意見を頂ければ有難いなというふうに思っております。

○議長（溝部幸基）

次に、3番平沼昌平議員。

○3番（平沼昌平）

通告に従いまして、町長に一般質問をさせていただきます。

町内のラジオ難聴解消に対する町の対応について。

町内もコロナ禍の中、一次産業を中心に外での作業が本格化してきた中で、町民の方々から作業しながらラジオ等が聞ければ、音楽や日常の情報、災害時の情報等を作業の手を休めることなく共通の話題や情報を得ながら仕事ができる等と聞いております。

また、独居の高齢者の方々の中にもテレビばかりでなくラジオがもう少し鮮明に聞くことができれば、様々な情報を得る事ができると言われる事が有ります。ラジオは国民生活に密着した情報や災害時における生命財産の確保に必要な情報の提供を確保するための手段として重要であり、特に災害時のファースト・インフォーマーとして社会的責務をはたしていると感じております。

当町に於いては、地形的・地理的要因、外国波混信、そして電子機器の普及になどにより難聴地区もあります。

国は、平時や災害時において、国民に対する放送による迅速かつ適切な情報提供手段を確保するため、難聴解消のため、空中線電力の中継局整備を行うラジオ放送事業者に対して、整備費の一部を補助する事も有ると聞いております。事業主体は民間ラジオ放送事業者、地方公共団体等として補助対象は難聴対策としての中継局整備としております。

当町のラジオ難聴地区解消の考え方と対応について、お伺いいたします。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

平沼議員のご質問に、お答えいたします。

例年12月に開催する町政懇談会での意見交換の際には、ラジオの受診環境について町民から意見が出されることがあり、電波の特性上地形や周辺環境により当町の各地域において、受診不良な地域が存在することは承知しており、ラジオは平時はもとより災害時においても、情報収集の有効な手段であると認識しているところであります。

当町における受信不良の一番の要因と思われる不利な地形的条件による受診不良については、送信側の対応で解消することは難しく、受診側の環境改善が解消につながることから、民間事業者の中継局の設置を働きかけてまいりたいと考えております。

また、災害時におけるラジオと同じく情報端末として、スマートフォン、携帯電話、タブレット端末などからの情報入手が有効な手段であり、ラジオやテレビを視聴するサービスを利用できる代替えメディアの利用について、町民に周知してまいります。

なお、町としては第5次総合計画後期実施計画において、テレビ共聴受信組合の施設改修に係る支援を実施することとしており、当面は当該支援を優先して実施したいと考えております。

このことから、ラジオの受信対策については第6次総合計画策定に向け、国庫補助要件の該当の有無を含め、北海道総合通信局と情報を共有しながら、有効な対策について協議を進めてまいります。

○議長（溝部幸基）

3番平沼昌平議員。

○3番（平沼昌平）

再質問させていただきます。

ご答弁にありましたように、是非ですね、テレビ共聴受信組合の施設改修については、後期実施計画内で確実に実施していただきたい。これはこの答弁書に出てきたので、併せてお願いしたいなと思います。また、ラジオの受信対策についてもですね、第6次総合計画に加えてくれそうな、なんかこういう答弁をちょっとのせて頂いておりますけれども、これも是非、前向きに検討して頂ければなと思います。

第6次と言うと令和6年ということになると思うんですけども、この文章だけでご答弁いただければですね、再質問はもういいのかなっていう感じで考えておりましたけれども、たまたま町長の答弁の中に町政懇談会の中でも町民の方から、やはりラジオ環境について意見が出されてるということが書かれてお



ります。これについては町民の方々からどのようなことからこの意見が出されているのか、お聞きしたのか、まずお伺いしたいなと思います。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

まずテレビの受信の関係でありますけども、今年予算の中で、予算と言いますか、総合計画の中で吉岡地区のまず難視聴を解消したいという、難視聴ではないですね。共聴の関係を、いま変更する形で対応しようとしています。ただ、町内にはまだまだ日向、松浦、色んな形でまだ残っておりますので、出来れば我々としては後期の実施計画の中に、ローリング変更をかける形でまとまりましたら逐次やっていきたいと思っております。ただ、その事業をやるにあたってはですね、NHKさんがある程度主導を握っておりますので、NHKさんの配分によっては第6次の計画にずれ込む可能性もありますので、そこのところについては、しっかり議会の方とも協議をしていきたいと思っております。そして、また第6次については、たぶん令和4年からですね、令和たぶん4年の後半あたりから5年にかけて、今度あの新規計画になりますので第6次でありますので、後期実施計画の変更と違ってですね、少し色んな形で全体を見直す形になりますので、なるべくR4年度の後半くらいから、そういった作業を開始しながら当然たぶん令和5年度になりますと、1年間議会の方と議論をいただく形になるのではないのかなあと思っておりますので、そのなかでしっかりとこういった要望についても書き込めるようなことをしていきたいという風に思っております。それと町政懇談会の関係でありますけども、逐一私も承知はしてございません。ただ行った時に、やはりラジオの入りが悪いんですねという声を聞くことがあります。また災害時にですね、色んなその例えば福島川の水位が上がって避難をしていただく際にとか、例えば避難訓練あったときにですね、そういった時にラジオのアレがあると安心するんだよなあという声も聞きます。当然また、町の赤十字の関係でお配りしている中にラジオもありますけども、そういったものの対応もですね、なんとなくこう貰ったはいいいけど電波が入らないから用足りないんだよなっていう声も、お叱りも含めて受けますので、そういった声の中でですね、やはり当然私の住んでる塩釜は特に電波が悪くて、青森の方の放送は入るんですけど、北海道がほとんど入らない状況があります。どちらかと言うと福島は全体にですね、函館を何て言いますかね、岩部岳を背にしてる関係があって、なかなか入りづらいと。従来から青森の方の電波が届くんですけども、函館局って言いますかね、函館から流してるやつが入りづらいという地形にはあるんだと思っておりますので、テレビについては今ようやく色んなところで障害あったりしたものをですね、いま解消をして、共聴のやつについても、これからしっかり対応するようにしてございますので、その次の手段としてはやっぱりラジオかなという気がしてございます。ただ、回答の中にもありましたラジオだけ、災害時だけを考えますと、ラジオだけではなくて色んな形で携帯からそういったものも入手することが出来ますので、そういった周知についても我々は今までちょっと不足してるのかなという気がしますので、そういったものも併せて今回ご意見を頂きましたので、そういったものの促進をしていく必要があるんだと思っておりますし、また第6次の中でしっかり作成にあたってですね、議論を頂く形で整理をさせていただきたい、そのように思っております。

○議長（溝部幸基）

3番平沼昌平議員

○3番（平沼昌平）

今、回答いただきました中にもですね、ラジオばかりではなくて情報端末がまだ他にもあるぞということなんですけども、これは情報端末は情報端末で、それは必要なんですけども、やはりラジオはラジオですね、別に私ラジオ会社のもので何でも無いんですけども、ラジオはラジオで、やはりちょっと同じ情報端末でもちょっと内容が違う。そのテレビなんか例えば災害だけに限って言えばですね、災害なんかではテレビなんか同じ放送何回もしてますよね。東日本大震災の時もそうでした。それから厚真の時もそうでした。その何て言うんですか、その地区に、またその近隣の方々に対しての適格な情報とか、その現況とか、そういうものがやはりテレビだと何か、こうあったんだぞ、というような情報しかないわけで、でもあの時こうラジオなんか聞いてると、やはりもっとこう近隣のその話題と言うか、それから聞いている方々リスナーの方々からの情報が結構その番組を構成しているのに役立っている。というような事を考えると、やはりラジオっていうのはラジオで単独でこれは良いもんだなあ、このように私思ったんです

ね。それでまた、この度この町民の方々から全然ラジオ聞き取れないと。それはかなり良い環境の所で生活された方で、ラジオが何チャンネルも聴くことが出来たんでしょう。それが福島に来て当然聴けるもんだと思ったら全然聴けないと。よって色んな情報等が入ってこないということですね、やはり町長おっしゃるように情報端末としては携帯電話からスマホから今ラジコっていう全国の放送全部聴けるようになっています。ただですね、そういう手放しでも、また聴けるような状況ってことを外で作業しているのですね、やはりその何て言いますかね、音楽が無いとか、それからみんな黙々と仕事をしているのは確かにいいんでしょうけども、何かしらその親近感とかその場所を和ませてくれるような雰囲気、これもやはりラジオの1つの特徴だと思うんですね。今、町長がですね、この民間業者に中継基地の設置をこれから働きかけていくっていう考えを今、まいるたいと、考えていますっていうに言ってるんですけども、その考え方を主にしていくならば、他に情報端末あるんですけども、ラジオも必要なんですよねっていう考えでお願いに行くよりも、やはりこのラジオはラジオの必要性ってものを全面に出して、是非この中継基地の周知をですね、令和4年令和5年にかけて関係業者と今から第6次に向けて、もし、これ「向けて」ですから「決めて」ではないんで、是非決めるようにしてですね、その業者と話しして行って欲しいなど。先般の新聞でAM放送何かFM、ワイドFMにするってことで超短波でやるってことになる、それなりにクリアになってくるんでしょうけど、残念なことに北海道2局はやらないという話、まだやらないということなんですけど、そういう情報も踏まえてですね、ラジオはラジオというその意義を含めてですね、私は是非町長に動いて欲しいなと思うんです。で、町としてもですね、やはりHBCのその関係者の方にお願ひして、スルメ大使なりトンビ団長なりという方で敬老会の折にもですね、わざわざいらしていただいて、福島町PRしてくださいました。やはりそういう方々をですね、町としても願ひするとか、紹介して町のことを紹介して下さってるわけですから、それをやはり広く町民の方々ですね、知っていたくのもこれまた必要なことだと思うんですね。そういうことで、テレビばかりでなくてスマホばかりじゃなくて、やっぱり新聞ばかりじゃなくてですね、やはりそういうある程度、双方の共有関係が出来やすいラジオっていうものについてですね、私は、今ある程度のものはもう福島町、こうケーブルもだいが設置になって本当に良い環境になってきたと思います。けれども、やはりそういう根本的なアナログ的なものも同時に整備していくのも必要じゃないのかなと思うんで、町長のご答弁を頂いてですね、質問を終わりたいと思います。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

ラジオについては、本当にやはり災害時にとっては強い武器にはなるのかなと。

やはり災害なり色んなことを考えた時にですね、やはりテレビも含めて電気を使うものは本当に弱いということを我々も1回経験をしてございます。そういったなかで、やはりラジオというのは強みとして有るんだなという風に思っておりますので、そこについてはしっかり町内会のなかでですね、ご意見も頂いてることでありますし、今日は議員の方からもしっかり頂きましたので、ただ、いま計画の中に登載がありませんので、新規登載という形のなかでですね、第6次のなかでやっていきたい。先ほど言いましたとおり、まずテレビの関係が多分ひょっとしたら第6次の前半くらいまでずれ込む可能性がありますので、そういったものを見据えながらですね、しっかり対応していきたいと思っておりますし、また国の方の補助制度を見ますと地理的難聴といいますかね、そういったなかであれば3分の2の助成金をいただく。ただ、これもよくよく見て見ますと全道が対象なるといわけではないので、何となくその難しさもありますので、うちの今担当の住吉課長の方が鋭意、担当局とですね協議をこれからしようという風にしてます。ただ、もう1つ難点が全体的な予算も見ますと3億円ぐらいしかないんですね。そこがだから割り当てとして北海道の中に、きちっとどの程度割り当てられるのかも見据えないと、我々がやりたいという、こう手を挙げてなかなか補助採択が出来ないのかなという気がしますので、今先ほど言いましたとおり第6次の事業推進の作業がですね、4年から5年にかけてありますので、そのなかでまたしっかり議論をいただいてですね、町民の理解が得れたものについてはですね、しっかりその令和6年以降の計画、4年計画がありますので、その枠に登載できるように我々としても準備を進めていきたいと思っております。

○議長（溝部幸基）

以上で、一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

(休憩 11時58分)

(再開 12時57分)

○議長（溝部幸基）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◎報告第2号 専決処分した事件の報告について

○議長（溝部幸基）

日程第6 報告第2号 専決処分した事件の報告についてを議題といたします。

内容の説明を求めます。

小鹿一彦総務課長。

○総務課長（小鹿一彦）

それでは、議案の79ページをお開き願います。

報告第2号 専決処分した事件の報告について。

別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

令和3年6月21日提出、福島町長。

次のページをお開き願います。

専決処分書でございます。

今回の専決処分につきましては、令和3年4月28日に発生した、公用車の物損事故に対する損害賠償に係る専決処分について、地方自治法第180条第1項並びに福島町長の専決処分事項指定条例第1号の規定に基づき、令和3年6月4日付けにて行っております。

1の和解の相手方は、北斗市内の建設会社であります。

2の和解の要旨及び損害賠償の額については、令和3年4月28日発生 of 交通事故で破損した車輛の損害賠償金として、町が2万480円支払うこととして事故処理が完了し和解しております。

詳細について、ご説明いたしますのでNo.2説明資料の28ページをお開き願います。

内容について、ご説明いたします。

令和3年4月28日（水）午前8時25分頃、北斗市矢不來、国道228号線上で、路側帯に停車中の道路維持保全作業車を追い越す際に、左方確認不足により作業車の右側ミラーと公用車の左側ミラーが接触し、作業車のミラーが破損しました。公用車側ミラーについては、軽微な傷が付きまして。

相手車両の車両損害に係る和解について、令和3年5月28日に成立した旨、保健会社から通知があり、損賠賠償の額が決定したものであります。

1の事故の状況ですが、発生日時は今申し上げました4月28日でございます。

発生場所は、北斗市矢不來、茂辺地川より函館方面に200m付近でございます。

2の和解の内容及び損害賠償の額は、交通事故の状況から和解の相手方の車両と当町職員の過失割合は、事故の発生状況から町の過失が100パーセントであることから、破損させた相手方の車両を原形復帰することで和解が成立したものです。額につきましては、さきほど専決処分書にもありましたように2万480円でございます。

3の事故発生箇所の位置図につきましては、茂辺地川より函館方面に200m付近の国道228号線上において、前方が若干カーブになっており、停車中の道路作業車を追い越す際に前方に対向車が見えたため少し左側に寄った際、ミラー同士が接触したものであります。

なお、賠償額につきましては、町が加入しております全国町村会総合賠償保障保険により補填されることとなっております。

以上で、専決処分について報告を終わります。

○議長（溝部幸基）

内容の説明が終わりましたが、特に確認したい事項はございますか。

(「なし」という声あり)

○議長(溝部幸基)

以上で、報告を終わります。

---

◎報告第3号 令和2年度福島町一般会計繰越明許費の報告について

---

○議長(溝部幸基)

日程第7 報告第3号 令和2年度福島町一般会計繰越明許費の報告についてを議題といたします。  
内容の説明を求めます。

小鹿一彦総務課長。

○総務課長(小鹿一彦)

それでは、議案の81ページをお開き願います。

報告第3号 令和2年度福島町一般会計繰越明許費の報告について。

令和2年度福島町の一般会計繰越明許費について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、別紙のとおり繰り越したので報告する。

令和3年6月21日提出、福島町長。

次のページをご覧ください。

それでは、繰越明許費に係る繰越計算書を調整いたしましたので、ご報告いたします。

令和2年度から令和3年度に繰り越した6事業で、3月第2回会議において繰越事業としたものであります。4段目の教育総務費の学校教育活動継続支援事業6万円以外の5事業については、すべて新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業となっております。また金額及び翌年度繰越額につきましては、6事業すべてが同額となっておりますので、翌年度繰越額のみ読み上げますので、ご了承願います。

まず、2款総務費1項総務管理費、事業名が高度無線環境整備推進事業費で、翌年度繰越額1億700万円で、財源内訳は国道支出金が3,328万6千円、地方債7,300万円で、一般財源が71万4千円となっております。

これは、町内の光ファイバー未整備地区への整備を行うための繰越事業となっております。

次に、7款商工費1項商工費、事業名が地域経済緊急支援事業費で、翌年度繰越額が3,990万円で、財源内訳は国道支出金が3,690万円、一般財源が300万円となっております。

これは、本年2月会議で予算計上し、4月1日から8月31日までの間、使用できる地域商品券発行事業にかかるものとなっております。

次に同じく、商工費の福島町元気プロジェクト事業で、翌年度繰越額が989万円でございます。財源内訳は国道支出金900万円、一般財源が89万円となっております。

これは元気プロジェクトの第5弾として岩部クルーズ利用者への特産品贈呈や、ポスター等の作成等となっております。

次に、10款教育費1項教育総務費から3項中学校費までの事業名が学校教育活動継続支援事業につきましては、小中学校の新型コロナウイルス感染予防対策として教職員の感染予防研修や、小中学校の網戸設置、電気温水器設置等となっております。合計欄で翌年度繰越額が1億6,045万6千円、財源内訳として国道支出金が8,257万4千円、地方債が7,300万円、一般財源が488万2千円となっております。

以上、6件の事業を令和2年度から令和3年度に繰越しております。

以上で報告を終わります。

○議長(溝部幸基)

内容の説明が終わりました。

質疑ございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(溝部幸基)

質疑なしと認め、以上で報告を終わります。

---

## ◎議案第3号 福島町国民健康保険条例の一部改正について

---

### ○議長（溝部幸基）

日程第8 議案第3号 福島町国民健康保険条例の一部改正についてを議題といたします。  
提案理由の説明を求めます。  
小鹿浩二福祉課長。

### ○福祉課長（小鹿浩二）

それでは、議案の1ページをお開き願います。  
議案第3号 福島町国民健康保険条例の一部改正について。  
福島町国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。  
令和3年6月21日提出、福島町長。  
内容についてご説明いたしますので、資料No.2説明資料の1ページをお開き願います。  
議案第3号関係、福島町国民健康保険条例の一部改正について。

1の提案の理由についてでございますが、新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正が令和3年2月3日に公布され、当条例で引用していた同法附則第1条の2が削れたことに伴い、新たに新型コロナウイルス感染症の定義を引用する法律を変更するものであります。

2の改正の内容についてでございますが、条例の附則第2項関係で下記の表のとおり、新型コロナウイルス感染症の引用法律を変更します。

改正前は、新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第1条の2を引用しておりましたが、改正後は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第7項第3号とするものであります。

3の施行期日についてですが、公布の日から施行することとします。

なお、議案の1ページには条例の新旧対照表を掲載しております。

以上で、議案第3号 福島町国民健康保険条例の一部改正についての説明を終了いたします。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

### ○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

### ○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

### ○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

### ○議長（溝部幸基）

討議なしと認め、討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

### ○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第3号を決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第3号は可決いたしました。

---

◎議案第4号 福島町介護保険条例の一部改正について

---

○議長（溝部幸基）

日程第9 議案第4号 福島町介護保険条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小鹿浩二福祉課長。

○福祉課長（小鹿浩二）

それでは、議案の3ページをお開きください。

議案第4号 福島町介護保険条例の一部改正について。

福島町介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年6月21日提出、福島町長。

内容について、ご説明いたしますので、資料No.2説明資料の2ページをお開きください。

議案第4号関係、福島町介護保険条例の一部改正について。

1、提案の理由についてでございますが、令和2年度より新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料の減免措置が行われているところですが、令和3年3月12日付で厚生労働省より通知があり、令和3年度においても、国費による財政支援が継続されることが示されました。このため、福島町介護保険条例の一部を改正し、引き続き令和3年度において減免しようとするものであります。

また、新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正が令和3年2月3日に公布され、当条例で引用していた同法附則第1条の2が削れたことに伴い、新たに新型コロナウイルス感染症の定義を引用する法律を変更するものであります。

2、改正の内容についてでございますが、（1）附則第7条関係で対象期限の変更であります。

対象となる納期限を令和3年3月31日から令和4年3月31日に変更します。

（2）附則第7条第1項第1号関係で、新型コロナウイルス感染症の引用法律の変更であります。

先ほど議決いただきました国保条例の改正と同じ改正内容で、下記の表のとおり引用法律を変更します。

（3）附則第7条第1項第1号と第2号関係で、運用内容の明文化であります。

国の通知基準の表記に合わせて、「主たる生計維持者」と明文化するもので、改正前後での実質的な違いはありません。

3、施行期日についてですが、公布の日から施行し、改正後の附則第7条第1項及び事項の規定は、令和3年4月1日から適用することとします。

なお、議案の3ページには条例の新旧対照表を掲載しております。

また、減免に関する予算補正につきましては、前年度と同様に12月会議で計上する予定としております。

以上で、議案第4号 福島町介護保険条例の一部改正についての説明を終了いたします。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(溝部幸基)

討議なしと認め、討議を終わります。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(溝部幸基)

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第4号を決することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(溝部幸基)

起立全員であり、議案第4号は可決いたしました。

---

◎議案第5号 第5次福島町総合計画の変更について

---

○議長(溝部幸基)

日程第10 議案第5号 第5次福島町総合計画の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

住吉英之企画課長。

○企画課長(住吉英之)

それでは、議案の5ページをお開きください。

議案第5号 第5次福島町総合計画の変更について。

第5次福島町総合計画を変更したいので、福島町議会基本条例第11条の規定に基づき議会の議決を求める。

令和3年6月21日提出、福島町長。

次のページ議案6ページから10ページにつきましては、今回変更となります後期実施計画に係る変更前と変更後の対照表となっております。内容の説明につきましては、議案説明資料で説明いたしますので、別冊2議案説明資料の3ページをお開きください。

議案第5号関係、第5次福島町総合計画の変更について。

1、変更の目的について。

令和2年度福島町議会定例会3月会議において議決された本計画について、今般の新型コロナウイルス感染症対応等により令和3年度の事業内容に変更が生じたため、第5次福島町総合計画における後期実施計画の一部を変更するものでございます。

2、後期実施計画の変更について。

後期実施計画につきましては、事業件数157件、事業費総額56億6,140万円となっているものに、新規事業2件、事業費1,420万円を増額、変更の生じた3事業に係る事業費を1,910万円増額し、総事業費を56億9,470万円に変更するものであります。

なお、財源の主な内訳につきましては、国・道支出金が1,300万円の増額、地方債が1,120万円の増額、一般財源が910万円の増額となるものでございます。

(1)の総事業費等の変更につきましては、ただいまの説明を表にしたものでございますので、ご確認願います。次のページをお願いいたします。

(2)変更区分の概要についてでございます。

変更の理由ごとに整理した内容となっておりますので、ご確認いただければと思います。

次のページ。

(3)施策体系別の変更について。

基本方向の項目別における変更の内容を整理したものでございますので、ご確認いただければと思います。次のページをお願いいたします。

(4) 事業費等に変更が生じた事業についてでございます。

一番上段の事業名が種苗生産等施設整備事業でございます。

変更の内容につきましては、全体事業計画を策定するにあたり、基本構想に基づき事業費の精度を高めるために、基本設計業務を追加したものでございまして、令和3年基本設計の追加で950万円増となるものでございます。総事業費全体も同額の増額でございます。

次の中段の飲食店等、事業名が飲食店等応援支援事業、こちらは新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業でございます。変更の内容につきましては、北海道における緊急事態宣言による飲食店の時短要請に対応する町内の飲食店の、経営持続化を図るため支援金を交付するものでございます。

令和3年度に飲食店応援支援金の追加ということで、1店舗あたり30万円の16件、480万円の増となるものでございます。総事業費も増額の増となるものでございます。

下段の、議会映像設備新設事業、こちらも新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業でございます。変更の内容につきましては、事業費の精査による増、またデータ通信料、会議システム関係経費の追加及び財源を変更したものでございます。

R3年にタブレット30台につきましては、変更はございません。令和4年から令和5年にデータ通信料、システム基本料、ライセンス使用料外が追加になるものでございます。

事業費につきましては、令和3年度に260万円の増額、これは事業費の精査による増でございます。

令和4年、令和5年、それぞれ110万円増額となるものでございます。総事業費がトータルで480万円の増となるものでございます。事業費等に変更が生じた事業3事業で、1,910万円の増となるものでございます。次のページ。

(5) 新規に登載となった事業について。

新規に登載となった事業につきましては、2事業。このあと個別事業の内容について、政策等調書・総合計画事業進行管理表により担当課長から、ご説明をいたします。

総合計画の変更につきましては、5月28日付け書面により開催した、令和3年度第1回福島町総合計画審議会において、ただ今ご説明した変更の内容及び新規事業について、承認を得ておりますので申し添えます。

以上で、第5次福島町総合計画の変更についての説明を終わります。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（溝部幸基）

政策等調書の補足説明を求めます。

最初に、青少年交流センター整備事業。

ページ10ページです。

石岡大志教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（石岡大志）

それでは、教育委員会所管の事業についてご説明いたします。

10ページをお開き願います。

事業計画名 青少年交流センター整備事業。

現状の認識は、道立福島商業高等学校と連携を図りながら、高校の存続を目指した対策を講じています。全道、全国募集を目指しており、町外からの入学者確保に向けたPR活動を行っています。

政策等の発生源で、対象は町外から入学し、家からの通学が困難な生徒。

意図は、高校存続に向け、全道、全国募集によって町外から生徒を確保する必要があります。

事業計画は、令和3年度青少年交流センター基本実施設計、令和4年度青少年交流センター建設です。

計画額は、令和3年度1,120万円で、財源内訳は地方債過疎対策事業債で1,120万円、令和4年度の計画額は2億5千万円で、財源内訳は国庫支出金、地方創生拠点整備交付金で1億2,500万円、地方債過疎対策事業債で1億2,500万円を予定しております。

以上で、説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（溝部幸基）

次に、行政デジタル化推進事業。



ページ12ページになります。

小鹿一彦総務課長。

○**総務課長（小鹿一彦）**

それでは、総務課所管の政策等調書についてご説明いたします。

事業計画名が行政デジタル化推進事業。

現状の認識は、新型コロナウイルス感染防止への対応等も求められる中、行政手続については未だにその多くに手書き、押印、窓口提出等が義務付けられ、デジタル化が進んでいない現状であり、行政サービスの効率化、町民の利便性の向上を図るために書面規制、押印、対面規制の見直し等行政サービスのデジタル化を行う必要がある。

対象は、全町民及び職員でございます。意図は、行政手続におけるデジタル環境を整えることで町民の利便性の向上及び行政の効率化を図る。

事業計画といたしましては、令和3年度に行政手続等における書面規制、押印、対面規制による条例等見直し支援業務を委託。計画額は300万円で、財源内訳は国庫支出金が270万円で、一般財源が30万円となっております。

以上で、説明を終わります。

○**議長（溝部幸基）**

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○**議長（溝部幸基）**

質疑なしと認め、質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○**議長（溝部幸基）**

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○**議長（溝部幸基）**

討議なしと認め、討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○**議長（溝部幸基）**

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第5号を決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○**議長（溝部幸基）**

起立全員であり、議案第5号は可決いたしました。

---

◎**議案第6号 町道路線の廃止について**

---

○**議長（溝部幸基）**

日程第11 議案第6号 町道路線の廃止についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

紙谷一建設課長。

○**建設課長（紙谷一）**

議案の11ページをお開きください。

議案第6号 町道路線の廃止について。

道路法第10条第1項の規定に基づき、次の路線の廃止をしようとする。

令和3年6月21日提出、福島町長。

内容について説明いたしますので、説明資料の14ページをお開きください。

廃止の理由について。

当路線は、定住向け町有住宅整備事業に伴い、住宅建設敷地の有効利用及び建設住宅の配置転換のため、路線の廃止をするものです。

廃止する路線については、次の1路線であります。

路線名、三岳団地2号線。起点、字三岳45番地3。終点、字三岳84番地先。総延長104.2m、幅員4mでございます。隣の15ページをご確認ください。

廃止路線平面図でございます。

改良住宅の敷地内の赤色で示した箇所が廃止する路線であります。

以上で、議案第6号関係の説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議なしと認め、討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第6号を決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第6号は可決いたしました。

---

### ◎議案第7号 令和3年度福島町一般会計補正予算（第3号）

---

○議長（溝部幸基）

日程第12 議案第7号 令和3年度福島町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小鹿一彦総務課長。

○総務課長（小鹿一彦）

議案の13ページをお開き願います。

議案第7号 令和3年度福島町一般会計補正予算（第3号）。

令和3年度福島町の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,086万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ41億7,657万4千円とする。

第2条、地方債の追加は、「第2表 地方債補正」による。

令和3年6月21日提出、福島町長。

まず、「第2表 地方債補正」についてご説明いたしますので、16ページをお開き願います。

第2表 地方債補正の追加でございます。

起債の目的で、青少年交流センター整備事業債で限度額1,010万円で、起債の方法、利率、償還方法につきましては記載のとおりでございます。

引き続き、起債の内容についてご説明いたしますので、No.2議案説明資料の16ページをお開き願います。

青少年交流センター整備事業債1,010万円は、起債区分、過疎対策事業債で充当率100パーセント、交付税算入率は70パーセントとなっております。事業実施による追加でございます。

次に、歳出からご説明いたしますので18ページをお開きください。

説明につきましては、補正額20万円以上のものについてご説明いたします。

なお、新規事業に係る政策調書については、先ほど第5次福島町総合計画変更で事業内容をご説明いたしましたので、省略させていただきます。

また、今回の歳出補正では、5つの事業に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当していますが、その旨、事業内容欄に記載しておりますので参考としていただきたいと思います。

それではまず、1款議会費の議会タブレット端末導入事業費で660万円の追加でございます。

主な増減は、通信運搬費で46万8千円、管理用備品購入費で566万4千円、ペーパーレス会議システム導入委託料で46万8千円の追加となっております。

事業内容としては、タブレット端末30台と、システム導入となっております。

次に、2款総務費、1項5目財産管理費の町有財産管理費で50万円の追加は、備品購入費で新しく三岳地区に整備される車庫と、役場車庫に高压洗浄機を設置するものであります。

次に、15目電子自治体推進費の行政デジタル化推進事業費で297万円の追加は、先程ご説明いたしました行政手続きにおける書面規制、押印、対面規制による条例等の見直しを行うため支援業務委託料の追加となっております。

次のページの2段目をご覧ください。

4款衛生費、1項1目保健衛生総務費の妊婦さん支援給付金事業費で150万円の追加でございます。

事業内容としては、令和3年4月1日から令和4年3月31日までに母子手帳の交付を受けた方に、1人あたり10万円を給付する事業となっており、申請期間を来年の3月31日まで延長したことにより、当初予算計上分の50万円と合わせ、20名分を見込んでおります。

次に、3目環境衛生費の墓地維持管理費で115万円の追加は、墓地公園管理棟の壁腐食による補修と男子用小便器交換に係る消耗品と修繕費の追加となっております。

次のページをお開きください。

2項清掃費の広域事務組合費で26万2千円の追加は、去る4月28日開催の渡島西部広域事務組合議会において議決された、最終処分場の修繕費の増額に係る衛生負担金の追加となっております。

次に、6款農林水産業費、2項2目林業振興費の民有林振興事業費で610万円の追加でございます。

事業内容としては、国の補助事業である林業成長産業化総合対策事業を実施する事業者に対し、林業機械導入に係る事業費の一部を補助するもので、町が国から補助金を一旦受けて、事業者に補助することとなっております。

次に、7目森林公園管理費、事務事業予算名も同様で27万6千円の追加は、委託料の法面立木枝落等委託料の追加で、遊歩道等の維持管理経費の追加となっております。

次に、3項水産業費、2目水産振興費の種苗生産等施設整備事業費で950万円の追加は、種苗生産施設の基本設計業務委託料の追加となっております。

次のページをご覧ください。

7款商工費、1項2目商工振興費の地域経済緊急支援事業費で480万円の追加でございます。

事業内容としては、緊急事態宣言発出による営業時間短縮の協力要請をした事業者に対し、1事業者あたり30万円の支援金を給付するもので、16店舗を予定しております。

次に1つ飛んで、3目観光費の地域おこし協力隊事業費で105万円の追加は、観光による地域活性化を図るため、地域おこし協力隊を1名募集する経費の追加となっております。主な増減は、旅費で50万円、消耗品10万円、使用料及び賃借料40万円などとなっております。予定としては、9月以降の採用を考えております。

なお、給料等人件費につきましては、13款職員給与費の会計年度任用職員給与費で計上しております。次のページをお開きください。

6目横綱記念館管理運営費、事務事業予算名も同様で74万7千円の追加でございます。

主な増減は修繕費の追加で、シャワー室の給湯配管の老朽化に伴う給湯機器等の修繕となっております。

10款教育費、1項1目教育委員会費の福島商業高等学校存続対策費で1,120万円の追加は、青少年交流センターの実施設計委託料の追加となっております。

なお、こちらの事業に関しましては、このあと参考資料により、担当局長からご説明申し上げます。

次に、2目事務局費のALT招致費で25万1千円の追加は、ALTの任期満了に伴う帰国に係る旅費の追加となっております。

次のページをご覧ください。

4目教員住宅管理費、事務事業予算名も同様で、35万円の追加は三岳教職員住宅のボイラー故障による修繕費の追加となっております。

次に、5項保健体育費2目総合体育館運営費、事務事業予算名も同様で、63万7千円の追加でございます。主な増減は、検査手数料で8万8千円、管理用備品購入費で54万9千円となっております。

内容につきましては、高圧受電設備改修工事に伴い、改修前のコンデンサ撤去に係るPCB検査及び総合体育館アリーナ窓の網戸購入に係る追加となっております。

なお、この網戸購入分が新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業となっております。

次に、3目学校給食センター費、51万1千円の追加は、主な増減で修繕費49万5千円、各種負担金1万6千円となっております。内容につきましては、厨芥処理機故障による修繕及びボイラー取扱技能講習受講料の追加となっております。

次のページをお開きください。

13款職員給与費、1項2目会計年度任用職員給与費、事務事業予算名も同様で195万4千円の追加は、商工費でご説明いたしました、地域おこし協力隊に係る人件費の追加となっております。

続きまして、歳入をご説明いたしますので、17ページをお開きください。

歳入について、ご説明いたします。

13款国庫支出金、2項1目総務費国庫補助金の3節新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で1,470万円の追加は、歳出でご説明いたしました、5つの事業に充当しております。

次に、1つ飛んで、6目農林水産業費補助金1節の林業成長産業化総合対策補助金610万円の追加は、歳出民有林振興事業費でご説明しました、林業機械導入に係る国からの補助金となります。

次に、17款繰入金、2項1目財政調整基金繰入金1,961万円の追加は、今回の補正に係る財源調整による増額で、これにより今年度の財政調整基金からの繰入額は1億9,877万1千円となります。

次に、19款諸収入、5項1目雑入、4節の保険料負担金収入で、会計年度任用職員等社会保険料負担金収入が23万5千円は、地域おこし協力隊に係る分となっております。

最後に、20款町債につきましては、先ほど第2表の地方債補正でご説明しましたので、省略させていただきます。

以上で、議案第7号 一般会計補正予算（第3号）の提案内容について、説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

#### ○議長（溝部幸基）

青少年交流センターの整備概要について、補足説明を求めます。

石岡大志教育委員会事務局長。

#### ○教育委員会事務局長（石岡大志）

それでは、教育委員会所管の事務事業名、福島商業高等学校存続対策費の内容について、ご説明いたし

ます。25ページをお開き願います。

## 1、青少年交流センターの整備概要について。

### (1) 建設目的。

人口減少、少子高齢化が進行する福島町にあって、道立福島商業高等学校は重要な地域人材を育成する中等教育機関です。また、高校生の商品開発や地域探求などの学習が地域に活気を与えております。

このように、高校の魅力化と地域活性化・地方創生は密接に関係があるため、福島商業高等学校の存続とふるさと創生に関連する事業を展開し、その両立を目指します。

本施設を整備することで青少年はもとより、4部屋のゲストルームの活用により移住体験や田舎暮らし体験を行い、都市居住者の交流人口・関係人口の拡大を図ろうとするものでございます。

### (2) 基本コンセプト。

①町外からやって来る生徒が家庭にいるようにくつろげる施設とします。

②個人のプライバシーに配慮した施設とします。

③共有スペースを整備し、地域の方々や教職員、大学の教員等による学習塾的な利用と、学生相互や地域の方々とのコミュニケーションの場としても活用します。

### (3) 整備計画の概要。

建設予定地は、福島町字三岳79番地1、同じく90番地31、同じく93番地1の内でございます。

敷地面積は、1,846㎡(558坪)。

構造・規模は、木造2階建てでございます。

部屋数等は、個室24部屋の他、ゲストルーム4部屋、管理人室、食堂他、記載のとおりでございます。26ページをお開き願います。

2、道内高校・寄宿舎の設置状況でございますが、令和2年10月に町教育委員会で調査しました資料の一部になります。

No.1の苫前町からNo.13の紋別市まで、整備年度が平成8年度以降の順で整備しております。備考欄に記載のとおり、施設の中には、民間で建設した施設を自治体で購入したものや、病院や民宿を改修して活用している寄宿舎もございます。

また、特徴的な取り組みとしては、No.7足寄町の多目的交流施設は移住・農業体験等としても活用されてるところでございます。利用者負担金につきましては、使用料と食事等の区分で整理しておりますが、寄宿舎によっては冬期間、暖房料を加算してるところや、食費は定額でなく、1食あたりで単価設定してるところもあり、月平均で料金を整備させていただいております。この13件での利用者負担金の月平均としましては、下段の右側に記載のとおり5万2,234円となります。

ただ、一部で補助制度を設けてる市町村もございまして、この補助は反映されてる金額となります。

補助金額は、No.7の足寄町で4万円、No.10で別海町で6万円、備考欄に記載はしていませんがNo.13の紋別市が3万円でございます。この補助金を反映しますと、月平均では4万1,609円となります。27ページになります。

## 3、青少年交流センターの管理運営予算の見込みになります。

施設はこれからの設計となりますので、現時点での3年間での概算の推定金額となりますので、ご了承願います。

(1) 収入見込みですが、2023年度、1年目の①の使用料が336万円。②宿泊料が438万円。合計774万円でございます。使用料につきましては、月額を3万5千円と設定し、12カ月の8名分を見込んでおります。宿泊料は、ゲストルームで1部屋2名までは泊まれますが、1部屋5千円の4部屋で設定して、部屋の稼働率を60パーセントで見込んでおります。

次に、(2)の支出見込みでございます。

2023年度の①から③の光熱費で336万円。④消耗品費で18万円。⑤から⑦の役務費で54万円。⑧から⑩の委託料で60万円。施設管理費の小計では468万円でございます。⑪の食材費は月3万円の8名分、夏・冬・春休み期間を除く、約10カ月分で積算してございまして240万円。⑫管理人は月額30万円で、6月と12月の期末手当を含めまして420万円。⑬食事・清掃は、月額10万円の2名分で240万円。⑭共済費は、賃金の15パーセント相当で90万円。運営費の小計では990万円でございます。

支出の合計が1,458万円で、収入が774万円ですので、収支684万円の赤字となります。

2年目は生徒がプラス8名、3年名は更にプラス8名を想定して、各年度の生徒数に見合う収入支出を見込んでおります。収支の差額につきましては、ほぼ同額であると推定されております。参考までに、昨年10月に調査しました道内寄宿舎の運営状況で、回答いただきました22件の施設の平均値では、令和元年度の決算ベースでございますが約1,200万円の赤字となっております。

なお、令和4年度に全国募集のPR事業展開するにあたりまして、島根県で事務局をしております地域みらい留学への参画をさせて頂く方向で考えております。この事業は地方創生推進交付金先駆タイプとして、令和2年度から6年度までの5年間、内閣府から採択を受けております。この中で、当町で計画しております青少年交流センターの運営費については、この令和5年度6年度の2年間、この表で見ますと、2年目までは一部支援を受けれる可能性がございます。この交付金は、この他に地域みらい留学の負担金、ホームページ制作などの広告宣伝費等も含め、令和4年度から令和6年度までの3年間、対象事業費の2分の1が見込まれるところでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

2番佐藤孝男議員。

○2番（佐藤孝男）

説明資料の20ページの民有林振興事業費。このなかで林業機械の購入ということですが、これはどういう機械を購入するのか。それと事業者。町内の事業者なのか、これをお知らせください。

○議長（溝部幸基）

福原貴之産業課長。

○産業課長（福原貴之）

機械でございますけど、林内作業車で丸太等を運搬する林内運搬車ということで、丸太を積む物になってございます。それと、業者でありますけど、町内業者となっております。以上です。

○議長（溝部幸基）

そのほか質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議なしと認め、討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第7号を決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第7号は可決いたしました。

○議長（溝部幸基）

暫時休憩いたします。

---

（休憩 13時50分）

（再開 14時01分）

---

○議長（溝部幸基）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

---

◎議案第8号 令和3年度福島町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

---

○議長（溝部幸基）

日程第13 議案第8号 令和3年度福島町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小鹿浩二福祉課長。

○福祉課長（小鹿浩二）

それでは、議案の37ページをお開きください。

議案第8号 令和3年度福島町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）。

令和3年度福島町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ50万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億6,126万7千円とする。

令和3年6月21日提出、福島町長。

それでは補正予算の内容について、歳出から説明いたしますので、51ページをお開きください。

2款保険給付費、6項1目傷病手当金、18節負担金・補助及び交付金50万7千円の追加で、傷病手当金の追加であります。傷病手当金は新型コロナウイルス感染症に感染し、療養のため労務に服することが出来ない場合に支給対象となるものであります。1人16万8千円と見込み、3人分を計上しています。対象療養期間は令和3年6月30日までとなっております。

なお、これまでの支給実績につきましては、ありませんでした。

次に、歳入を説明いたしますので、47ページをお開きください。

3款道支支出金、1項1目保健給付費等負担金で、50万7千円の追加で、歳出補正分の傷病手当金に係る特別調整交付金であります。

以上で、議案第8号 令和3年度福島町国民健康保険特別会計補正予算の説明を終わります。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議なしと認め、討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第8号を決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第8号は可決いたしました。

---

◎議案第9号 令和3年度福島町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1号）

---

○議長（溝部幸基）

日程第14 議案第9号 令和3年度福島町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小鹿浩二福祉課長。

○福祉課長（小鹿浩二）

それでは、議案の53ページをお開きください。

議案第9号 令和3年度福島町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1号）。

令和3年度福島町の国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,374万6千円とする。

令和3年6月21日提出、福島町長。

それでは補正予算の内容について、歳出から説明いたしますので、67ページをお開きください。

2款診療事業費、1項1目診療費、17節備品購入費5万2千円の追加で、マイナンバーカード読み取り端末と簡易ベッドの購入であります。マイナンバーカードの読み取り端末につきましては、1台で38万5千円であります。マイナンバーカードを健康保険証の代わりとして、受診することが可能となります。オンラインによる資格確認の運用につきましては、厚労省のシステム整備の遅れから、今のところスタートが10月末までに延期となっております。購入の財源につきましては、社会保険診療報酬支払基金からの全額助成となります。

もう1つは、簡易ベッド3台の購入費として13万7千円であります。新型コロナウイルス感染症に対する発熱患者等の診察、検査を行うため、感染防止対策として簡易ベッドを3台を購入し、患者が発生した場合に対応します。財源につきましては、道補助金が10分の10となっております。

次に、歳入を説明いたしますので、63ページをお願いします。

4款諸収入、2項1目雑入で、38万5千円の追加で、オンライン資格確認関係補助金でございます。先ほど歳出で説明いたしました、マイナンバーカードの読み取り端末に係る助成金でございます。

次に、5款道支出金、1項1目診療事業費補助金、13万7千円の追加で、感染症医療提供体制整備事業費補助金であります。簡易ベッド3台の購入に係る補助金であります。

以上で、議案第9号 令和3年度福島町国民健康保険診療所特別会計補正予算の説明を終わります。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

3番平沼昌平議員。



○3番（平沼昌平）

67ページの歳出で、ただいま説明を受けましたマイナンバーカードもそうなんですけども、簡易ベッド3台。これはコロナ対応ということで、今説明受けましたけれども、陽性患者が出た場合の発熱患者を受け入れるための簡易ベッドということの説明で間違いはないですか。

○議長（溝部幸基）

小鹿浩二福祉課長。

○福祉課長（小鹿浩二）

発熱患者と言いますか、発熱患者の運ばれてきた時に診察・検査を行うために、その簡易ベッドを使って診察をするための簡易ベッド。ですから、コロナの患者が運ばれてきたっていうことを前提ではなく、発熱患者、コロナの疑いも含めますが、その患者さんを連れて来た時に発熱者の方については、簡易ベッドで違うところで診察をするというためのベッドです。

○議長（溝部幸基）

3番平沼昌平議員。

○3番（平沼昌平）

発熱あった患者に対して、違う部屋で隔離しながら熱を測るということでもいいんですか。

○議長（溝部幸基）

小鹿浩二福祉課長。

○福祉課長（小鹿浩二）

通常のベッドもございますけども、そこではなく、違うところで対応するということであります。

○議長（溝部幸基）

そのほか質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

3番平沼昌平議員。

○3番（平沼昌平）

今の説明ですと、例えば発熱するってこと、また隔離して熱を測るってこと、これはもう陽性というものを、ある程度確認したなかでの隔離対策だと思うんですね。そのなかで、その病院自体この町立病院自体がですね、はたしてそれを受け入れるに値するだけの施設的になってるのかということなんですよ。

簡易ベッドあって隔離して熱を測る。じゃあその対応する医師ないし看護婦は、どういう体制になっているのか。ただベッドだけ入れても、そういう受入れ体制というのは、私、確立されてないと思うんですけども。そこまでやはり考えなきゃなんないのかなって感じがするんです。そこら辺ただベッドだけ置きました、発熱かどうか確認します。今どこの病院もそんな悠長なこと言ってもらえませんよね。何故そういう感じになったのか、ご意見を伺いたいなと思うんですけど。

○議長（溝部幸基）

小鹿浩二福祉課長。

○福祉課長（小鹿浩二）

病院の施設の中でも、発熱の為の防護服とか、そういういわゆる防止グッズって言うんですか、そういうものは用意してございますので、ベッドだけっていうことではなく、それにも対応できているということでもあります。

○議長（溝部幸基）

3番平沼昌平議員。

○3番（平沼昌平）

心配するに越したことはないんですけども、そういう風になった場合ですね、その次のシュミレーションみたいなのは、きちとなってるのか、どうなのか、ってことですよ。普通であれば、この地区であれば、その新型コロナ対応医療機関この渡島であれば函館病院。そちらの方に速やかに移動するっていうか、そっちの方が一番妥当だと思うんですよ。何のためにここで、うちの町で、うちの町民がな

ってそれに対しての初期段階の陽性が陰性を確認するということであるならば、アレなんですけども、なぜ簡易ベッドまで置いて、その治療をあえて設備が簡易的な設備しかないところで停滞させるのかっていう、ちょっとその考え方について分かんないですけども、教えていただきたいと思います。

○議長（溝部幸基）

小鹿浩二福祉課長。

○福祉課長（小鹿浩二）

まずは受診した時に、そういう患者が来る初期段階の、ですからコロナだけではなくて発熱の患者さんも来ますので、そのコロナありきということではなくて、そういう患者さんが来た場合に初期診療をする時にそのベッドを使いながら診察すると。ですから、これは陽性と陰性とか、そういうものの前の、更に前の段階の通常の診察に来た時の対応ということですので、例えば救急車で運ばれてくるとか、そういうことにはならないかと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（溝部幸基）

3番平沼昌平議員。

○3番（平沼昌平）

あくまでもコロナ対応だけでなく、通常通院されてる方が発熱等でお越しになった時に、ちょっと休んでもらうと。それがたまたまそういう病気もあり得るかもしれないと。そのために、この簡易ベッドを用意するというような認識で町民の方々に説明してもいいんですか。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

現在でもですね、発熱外来ということで一般診療とはまた別な仕切りをつけてですね、ちょっと熱あるような方は一般の診療される動線とは別にですね、別な部屋であつての先生なり看護婦さんが、しっかり対応するようになってますので、たぶんその中で今まで簡易ベッドが無かった状況の中で、現場としてはやはり多少時間も要するでしょうし、その状況によっては多少熱が高い人もあるやに聞いてますので、そういった中でたぶん新たにベッドを用意して、患者さんに対応したいと。当然その中で簡易検査なりしたなかで、ある程度これはしっかりと対応される病院、ここでいくとたぶん松前町立、木古内という形になるんだと思います。そこのところに移動するまでの間の多分対応に使うベッドということで良いと思っておりますので、これまでも熱のある方は、何回も繰り返しますが、動線は別に今でもやっていますんで、そういったなかで多分1つのツールとしてベッドがあった方がいいんだろうということの現場の判断だという風に思っています。

○議長（溝部幸基）

そのほか意見交換ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議なしと認め、討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第9号を決することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第9号は可決いたしました。

---

◎議案第10号 令和3年度福島町水道事業会計補正予算（第1号）

---

○議長（溝部幸基）

日程第15 議案第10号 令和3年度福島町水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

紙谷一建設課長。

○建設課長（紙谷一）

それでは、議案の69ページをお開きください。

議案第10号 令和3年度福島町水道事業会計補正予算（第1号）。

第1条 令和3年度福島町水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 予算第2条の業務の予定量を次のとおり補正する。主要な建設改良事業、配水管整備事業7,370万円を7,970万円とする。

第3条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額2,189万4千円、これは変わらず、過年度分損益勘定留保資金1,049万9千円を995万3千円と改め、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,139万5千円を1,194万1千円に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入、第1款資本的収入、第1項企業債、補正予定額600万円、計1億1,910万円。

支出、第1款資本的支出、第1項建設改良費、補正予定額600万円、計1億3,135万4千円。

第4条 予算第5条に定めた起債の限度額を次のとおり補正する。起債の目的、老朽配水管更新事業。

限度額補正前7,370万円、変更後で7,970万円でございます。

令和3年6月21提出、福島町長。

補正内容について説明いたしますので、75ページをお開きください。

補正予算実施計画説明書でございます。

資本的収入及び支出の収入。

1款資本的収入、2項企業債1目企業債、補正前の額1億1,310万円、補正額600万円、計1億1,910万円でございます。内容は企業債で、老朽配水管更新事業の町道吉岡1号線配水管布設工事及び設計委託業務によるものでございます。次のページをお開きください。

支出でございます。

資本的支出、補正額600万円、計1億4,099万4千円でございます。建設改良費が補正額ともに600万円、計1億3,135万4千円でございます。

1目配水管整備事業費、補正額600万円、計7,970万円でございます。内容は委託料が70万円の増で、町道吉岡1号線配水管布設工事設計委託業務が70万円。工事請負費が530万円の増で、町道吉岡1号線配水管布設工事530万円でございます。

以上で、議案第10号関係について説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(溝部幸基)

討議なしと認め、討議を終わります。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(溝部幸基)

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第10号を決することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(溝部幸基)

起立全員であり、議案第10号は可決いたしました。

---

◎議案第11号 財産(福島町福祉バス)の取得について

---

○議長(溝部幸基)

日程第16 議案第11号 財産(福島町福祉バス)の取得についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小鹿一彦総務課長。

○総務課長(小鹿一彦)

それでは、追加議案と追加議案の説明資料をご用意いたします。

まず、はじめに追加議案の1ページをお開きください。

議案第11号 財産(福島町福祉バス)の取得について。

次のとおり財産を取得するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和3年6月21日提出、福島町長。

1として、財産の名称及び数量につきましては、福島町福祉バス1台でございます。

2の取得価格は、2,975万1,310円。

3の契約の相手方は、北斗市清水川142番地の5、北海道いすゞ自動車株式会社函館支店、取締役支店長、中川博之氏でございます。

4の取得方法は、競争指名入札でございます。

入札の状況につきましては、説明資料の1ページで説明しますので、そちらをお開き願います。

1の取得する財産の種類・数量につきましては、福島町福祉バス1台で2,705万8,174円、消費税が269万3,136円で、総額2,975万1,310円でございます。

2の入札状況につきましては、入札は6月9日に執行いたしました。

納入期限につきましては、令和4年3月18日までとなっております。取得する財産の内容は、42人乗り8列のバス1台でございます。入札書比較価格は3,401万864円で、予定価格は3,739万9,740円となっております。予定価格については、非公表でございます。入札の参加状況につきましては、3段目の表で指名業者3社により入札いたしました。入札の結果、表の上段、北海道いすゞ自動車株式会社函館支店が落札いたしました。落札金額は記載のとおりで、落札率につきましては79.56パーセントでございます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしく願います。

○議長(溝部幸基)

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

7番藤山大議員。

○7番（藤山大）

ちょっと1つだけ確認したいんですが、バス1式で書いてるんですが、1式のなかにカメラとかの設置も含まれているのか、その辺お伺いしたいと思います。

○議長（溝部幸基）

小鹿一彦総務課長。

○総務課長（小鹿一彦）

ご質問の内容はドライブレコーダーとかっていう意味でしょうか。それは確認してみますけども、バックモニターは標準でついております。

○議長（溝部幸基）

そのほか質疑ございませんか。

3番平沼昌平議員。

○3番（平沼昌平）

ここで予定価格って非公表なんですけども、この予定価格を導き出す根拠というのは、当町としてはどこから持ってきているんでしょうか。

○議長（溝部幸基）

小鹿一彦総務課長。

○総務課長（小鹿一彦）

これにつきましてはですね、何社かからの見積もりを頂いて、それでそれを基に、それとカタログを基に、こちらの方で仕様書を作って、それでお示しして入札にかけてるということでございます。何社かから見積書をとって、それを基に仕様書を作って、それで入札。その前に前段、現場説明もございますけども、それで入札にかけております。

○議長（溝部幸基）

3番平沼昌平議員。

○3番（平沼昌平）

今回3社が入札に加わって1社が辞退したと。この辞退した理由っていうのは、何か理由があるのか。

また、今回この入札に関して辞退したってことは次回からはもう参加しないってことでよろしいのか。

○議長（溝部幸基）

小鹿一彦総務課長。

○総務課長（小鹿一彦）

辞退した理由については、詳細はちょっと特に向こうからも辞退ということだけできておりますけども、今後につきましては、今回はこのバスの形式の入札でございましたので、また次、違うものがあった場合は特に入札に参加できないということではございません。

○議長（溝部幸基）

3番平沼昌平議員。

○3番（平沼昌平）

じゃあ次回も参加できるということで、よろしいんでしょうね。ただ先ほど聞きづらかったんですけど、この3社、2社は福島町の福祉バスに対しての条件は揃ったけども、ここではこの辞退された会社は条件に見合わなかったっていうだけでいいんですか。

○議長（溝部幸基）

工藤泰副町長。

○副町長（工藤泰）

入札の関係でございますけども、辞退の理由は示す必要がございません。辞退の理由は、納期だったり、通常であれば納期に間に合わないとか、ただ、この指名した段階では、うちの要件に合う指名願いが出ていまして、今回購入しようとするバスは納入可能ということで、指名業者に選んでございます。

それで、このバスの入札に関しては、どのような理由があっても無くても、理由を示すような辞退届けではなくて、単に、この入札にしては辞退ということで、入札は辞退を了承するというので、次回以降、今回のこの福祉バスの4人乗りにつきましては辞退したということで、それ以外の車両の方につきまし

ては、その都度、指名選考委員会でやって、今回の辞退を理由に排除するという事はございません。

○議長（溝部幸基）

よろしいですか。

そのほか質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

7番藤山大議員。

○7番（藤山大）

先ほど言った、付いてるか付いてないか調べるとのことですが、もしこれついてない場合であれば、ドライブレコーダー代って別で上乗せっていう形になりますよね。その辺、もう一度確認したいと思います。

○議長（溝部幸基）

小鹿一彦総務課長。

○総務課長（小鹿一彦）

付いてなければ確かに。いま公用車にはですね、ほぼ全車、昨年からですね、議会のご指摘だとかご意見がございまして、ほぼ公用車全部つけてますんで、ちょっと私の手落ちでですね資料が無いんですけども、おそらく入ってるんだとは思っております。今、他には付けてますんで、そのような形になろうかと思えますが今一度確認させていただきます。

○議長（溝部幸基）

3番平沼昌平議員。

○3番（平沼昌平）

まず予定価格の調べに対してですね、たまたま入札率入札金額が2,700万円、予定価格が3,700万円と。これだけ1千万近いものアレがあるわけですよ。そうすると、やはり業者はこの2,700万円で、それなりに実入りのある落札はしたと思うんです。けども、この予定価格を調べるにあたって、やはり何かそう、もうちょっと精査して、もうちょっと精度を上げた方が良いような気がするんですけども、そこら辺のその各社から先ほど各社から色々見積もりを取って聞いてみて、この金額にしたということなんですけども、その各社だとは言いますけども、この手の車のものを扱ってるところっていうのは、ここに書かさってる各社しかないと思うんですよ。その中でそれだけ違ってくるというのは、やはりもうちょっと予定価格の精度を、調べる精度を上げるっていう手法を取った方がいいんじゃないのかなと思うんですけど、どう思いますか。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

予定価格の精度を高めるということでもありますけども、ただ、今回の場合は金額が大きいですので議会の方の承認をいただきながらということ。私も色々な形で役場の入札、さらには広域の方の入札等もよくやらせていただきます。ただ、建築物と違ってですね、物品についてはここ何年か私就任してから、ずっとこう見させていただきましても、従前はですね、かなり見積もりをいただいた時にですね、安い金額で設定されているのもあったりして、不落札という状況が結構続いて、要するにそれは値引きを最初から考慮してですね、例えば25パーセント定価の25パーセント引きの予定価格を設定したとか、そういったことがありましてですね、私、方針としてはですね、入札で落ちる分については大変喜ばしいことなんですけど、不落札というのは中々やはりあまりにも期待しすぎではないかということですね、最近では少し、定価に近い形で予定価格を設定させていただいております。そのなかで、各業者がやはり努力をして下げる。特にこの物品、車、あと電子機器関係ですね、これらについては本当に大きな値引き率が生じて、予定価格より下がったという状況がございまして、なるべくですね、あまり不落札という状況を我々としては作りたくないの、ある程度予定価格は適正な金額でということで、やらせていただいております。ただ、ここ何年か先ほど申しましたとおり、かなりやはり物品についてはですね、業者さんも努力して頂いて、金額がだいぶ開きがあるっていう状況が続いているという状況でございます。あとまた何て言

いますかね、辞退という形で結構やっぱり物品だったり、特にシステム関係ですか、そういったなかでやはり業者さん個々の思惑なり、色んな関係のなかで入札に参加しないということがですね、今年も含め去年も含めて結構色んな形で議会の方には出てませんけども、そういったなかであることはありますので、ただその会社の判断の中で辞退されてることではないのかなあという風に我々としては理解してございます。

○議長（溝部幸基）

3番平沼昌平議員。

○3番（平沼昌平）

予定価格については、そういうところもあるんでしょうけれども、この辞退というのはですね、本人が入札させて参加させてくださいって来たなかで、参加して頂くわけですから、辞退するためには辞退するの理由っていうのが私は知るべきだと思うんです。例えば納入が間に合わないとか、入札参加を希望した時は十分納入が間に合う予定だったけれども、世の中の流れで車が足りなくなって、車両がとも福島町で言ってる納期に間に合わないとか、色々条件があると思うんです。それでその場に土壇場に来てですね、辞退というのは、これ考え方にしてみればかなり失礼なことされてるような気がしてならないんですけども、それは物の考え方です。だから、そこら辺がですね、きちっとやはり把握していかないと次に繋がらないと思うんですよ。なんか三菱バスはコロナで生産が停止になったっていう風に、今、パーっとこう天の声がきたんですけどね、そこら辺どうなんですかね。町として、そこら辺のその業者に対する、きちっとした信頼関係というか、辞退だからもう仕方がないんだ、けどまた次回頑張ってくださいって言うだけですね、そんなんで良いのかなって感じがするんですけども、どうですか。

○議長（溝部幸基）

工藤泰副町長。

○副町長（工藤泰）

指名、今回の場合は一般競争入札と違まして、指名願いは2カ年なら2カ年の要は指名をします。工事特に指定してございません。それで今回そういう中から、うちの方としては工事、物品も含めて、指名願いを出している中から取り扱ってる業者なりを何社か選んで指名してございます。それで、指名するにあたっては、辞退につきましては、極端の話し入札当日の時間までに口頭でもいいし、その認めてますんで、特に先ほど言った理由、今回であれば納期だったのか分かりませんが、理由は特に問わないのが一般的でございますので、その辺はご理解願いたいと思います。

それで、その工事あるいは物品の入札に対して辞退しても次からは排除しないというのが一般的に（ ）方でも認めてますので、うちもそれに基づいてやっておりますので、この工事については何らかの理由で辞退したっていうことですので、特に理由と下手すればファックスできたり、電話でも確認して、それはそれで辞退ということで、たまたまうちの方では1社になればその入札は不調ということで、次回指名選考をやり直して新たにするという形でございますので、その辺はご理解願いたいと思います。

○議長（溝部幸基）

そのほかございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議なしと認め、討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第11号を決することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(溝部幸基)

起立全員であり、議案第11号は可決いたしました。

---

◎議案第12号 三岳地区車庫整備工事請負契約の締結について

---

○議長(溝部幸基)

日程第17 議案第12号 三岳地区車庫整備工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小鹿一彦総務課長。

○総務課長(小鹿一彦)

それでは、追加議案の3ページをお開きください。

議案第12号 三岳地区車庫整備工事請負契約の締結について。

下記のとおり工事請負契約をするため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。

令和3年6月21日提出、福島町長。

契約の目的につきましては、三岳地区車庫整備工事でございます。

契約の方法は、指名競争入札で、令和3年6月16日に執行いたしました。

契約金額は、9,515万円でございます。

契約の相手方は、松前郡福島町字三岳154番地21、金澤・インテリア小笠原経常建設共同企業体、代表者、株式会社金澤建設、代表取締役、金澤淳悦氏でございます。

入札の状況につきましては、説明資料の2ページで説明いたしますので、そちらをお開きください。

入札状況調べにより説明いたします。

工期につきましては、令和4年1月31日までとなっております。

工事概要につきましては、車庫棟鉄骨造平屋建て、延面積が299㎡となっております。

入札書比較価格は8,722万5千円で、予定価格は9,594万7,500円でございます。

予定価格については、事前公表しております。

次に、入札の参加状況につきましては、2段目の表で経常建設共同企業体、3企業体により入札執行いたしました。入札の結果、表の上段、金澤・インテリア小笠原経常建設共同企業体が落札いたしました。

落札金額は記載のとおりで、落札率につきましては99.17パーセントでございます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしく願います。

○議長(溝部幸基)

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(溝部幸基)

質疑なしと認め、質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(溝部幸基)

意見交換を終わります。

討議を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(溝部幸基)

討議なしと認め、討議を終わります。

討論を行います。



(「なし」という声あり)

○議長(溝部幸基)

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第12号を決することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(溝部幸基)

起立全員であり、議案第12号は可決いたしました。

---

◎発委第1号 地方財政の充実・強化に関する意見書の提出について

---

○議長(溝部幸基)

日程第18 発委第1号 地方財政の充実・強化に関する意見書の提出についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

5番川村明雄総務教育常任委員長。

○5番(川村明雄)

議会提出議案をお願いいたします。

それでは、議会提出議案の1ページを、お開きください。

発委第1号 地方財政の充実・強化に関する意見書の提出について。

上記の議案を、議会会議条例の規定により提出いたします。

2ページでございます。

主な内容を説明しますので、ご了承ください。

新型コロナウイルスにより、いま地方自治体には、新たに多くの行政需要が発生しております。

ワクチン接種体制の構築、防疫体制の強化など、あらゆる課題に即時対応が求められていると同時に、社会保障への対応や、子育て支援策の充実等、また、近年多発している大規模災害、デジタル・ガバメント化への対応も迫られております。

政府は、今年度の地方財政計画までは、平成30年度水準を下回らないよう財源を確保してまいりましたが、新型コロナウイルス対応により、巨額の財政出動が行われ、令和4年度以降の地方財源の確保に大きな不安が残されております。

このため、国に対して、1社会保障、防災、環境対策など、増大する地方自治体の財政需要に、柔軟に対応し得る、地方一般財源総額の確保をはかること。

2として新型コロナウイルス対策として、ワクチン接種体制の構築などを含めた、より全体的な体制・機能の強化ができる確実な財源措置をはかること。

3子育て、地域医療の確保など、急増する社会保障ニーズに対応する、地方単独事業分も含めた十分な社会保障関連経費の拡充をはかること。など、10項目について要望するため、地方自治法第99条に基づき、内閣総理大臣ほか関係大臣に意見書を提出しようとするものであります。

なお、本意見書は、5月18日開催の総務教育常任委員会で審議し、全会一致で提出していることを申し添え、説明を終わりたいと思います。

よろしくご審議のほどお願いします。

○議長(溝部幸基)

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(溝部幸基)

質疑なしと認め、質疑を終わります。

提出者との意見交換を行います。

(「なし」という声あり)

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。  
討議を行います。  
（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議なしと認め、討議を終わります。  
討論を行います。  
（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。  
採決を行います。  
お諮りいたします。  
発委第1号を決することに賛成の方は起立を願います。  
（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、発委第1号は可決いたしました。

---

◎発委第2号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める  
意見書の提出について

---

○議長（溝部幸基）

日程第19 発委第2号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。  
2番佐藤孝男経済福祉常任委員長。

○2番（佐藤孝男）

それでは、議会提出議案の4ページを、お開きください。  
発委第2号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書の提出について。  
上記の議案を、議会会議条例の規定により提出いたします。  
説明は、主な内容としますので、ご了承ください。

北海道の森林は、全国の森林面積の約4分の1を占め、国土保全、地球温暖化防止など多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには、森林資源の循環利用を進める必要があります。

森林の整備は、雇用・所得の拡大にも、大きく貢献するものです。

また、2050年温室効果ガス排出量実質ゼロという、国の目標達成に向けて、全国一の森林資源を有する北海道が森林吸収源対策を積極的に推進する責務を担うことが必要です。

本町をはじめ、道内各地域では様々な取り組みが進められてきましたが、北海道の森林は将来の世代に引き継いでいくために、国に対して、1、森林の多面的機能を持続的に発揮し、2050年カーボンニュートラル実現に貢献するため、森林整備事業予算や治山事業予算を十分に確保すること。

2、森林資源の循環利用を通じて、林業・木材産業の成長産業化を実現するために、各種事業支援を充実・強化すること。を要望するため、地方自治法第99条に基づき、衆議院議長ほか関係者に意見書を提出しようとするものです。

なお、本意見書は、6月14日開催の経済福祉常任委員会で審議し、全会一致で提出していることを申し添えます。

以上で説明を終わります。  
よろしく願いいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(溝部幸基)

質疑なしと認め、質疑を終わります。

提出者との意見交換を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(溝部幸基)

意見交換を終わります。

討議を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(溝部幸基)

討議なしと認め、討議を終わります。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(溝部幸基)

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

発委第2号を決することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

○議長(溝部幸基)

起立全員であり、発委第2号は可決いたしました。

---

## ◎休 会 の 議 決

---

○議長(溝部幸基)

お諮りいたします。

本6月会議に付議された案件の審議をすべて終了いたしましたので、会議条例第10条の規定により、令和3年度定例会を休会いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(溝部幸基)

ご異議なしと認めます。

令和3年度定例会は、本日で休会することに決定いたしました。

---

## ◎休 会 宣 告

---

○議長(溝部幸基)

これで本日の会議を閉じます。

どうもご苦勞様でした。

---

(休会 14時52分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

北海道松前郡福島町議会

議 長 溝 部 幸 基

署 名 議 員 花 田 勇

署 名 議 員 平 野 隆 雄